

大規模災害時における  
大仙市業務継続計画  
(だいせんBCP)



平成28年3月

大 仙 市

## 目 次

1 策定の趣旨等	
(1) 趣旨	1
(2) 業務継続計画の効果	1
(3) 地域防災計画との関係	1
2 業務継続計画の基本的な考え方	
(1) 業務継続の基本方針	2
(2) 業務継続計画の対象	2
3 想定する地震、被害想定等	
(1) 想定する地震	3
(2) 発災条件	4
(3) 被害想定	4
(4) 本庁舎周辺の被害状況の想定	5
4 非常時優先業務と必要人員	
(1) 非常時優先業務の定義	5
(2) 業務開始目標時間	6
(3) 非常時優先業務の選定	6
(4) 必要人員	7
5 業務継続のための執行体制の確保	
(1) 職員の参集	8
(2) 職員の安否確認	8
(3) 参集職員数の想定	8
(4) 専門職種の確保	10
(5) 指揮命令系統の確保	10
6 業務継続のための執務環境の確保	
(庁舎、電力、電話、システム、執務環境、トイレ、飲料水・食料等)	11
7 業務継続体制の向上	
(1) 教育・訓練	15
(2) 点検・改善	15

【別 冊】非常時優先業務等一覧

# 1 策定の趣旨等

## (1) 趣 旨

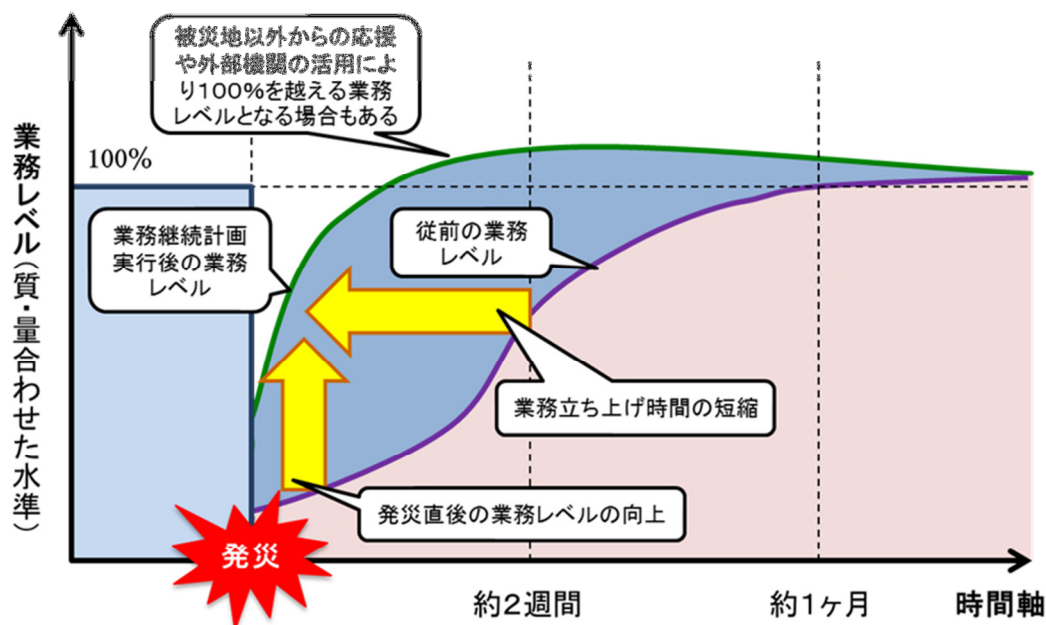
大規模な地震等が発生した場合、ヒト、モノ、情報及びライフライン等業務に利用できる資源が制約される可能性がある。市は、そのような状況下においても、市民の生命・財産を保護するために活動を継続していかなければならない。

そのため、大規模な地震等の発生時であっても、限られた資源で適切に業務を遂行するために、「大仙市業務継続計画（だいせんBCP：Business Continuity Plan）」を策定する。

## (2) 業務継続計画の効果

業務継続計画を策定し必要な措置を講じることにより、業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベルの向上が図られ、図－1に示すとおり高いレベルで業務を継続できる状況に改善することが可能となる。

【図－1 業務継続計画の実践による効果のイメージ】



## (3) 地域防災計画との関係

地域防災計画は、防災対策を定めた計画として、災害予防対策、災害応急対策、復旧・復興対策について定められている。

しかし、地域防災計画は、業務継続に支障を及ぼす庁舎の被災や停電等、業務に制約が伴う状況を想定しておらず、また、平常時からの公共サービスのう

ち、災害時でも継続が求められる業務の特定や執行体制の検討がされていない。  
 そのため、業務継続計画において、地方公共団体自体が被災しても業務が遂行できる体制や、優先的に継続すべき通常業務の検討が必要となる。

【表－１ 地域防災計画と業務継続計画の相違点】

	地域防災計画	業務継続計画
計画の趣旨	発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画	発災時の限られた資源を元に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画
行政の被災	行政の被災は、特に想定していない	庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の被災状況を評価し、利用できる必要資源を前提に策定
対象業務	災害対策に係る業務（予防業務、応急業務、復旧・復興業務）	非常時優先業務（応急業務、優先度の高い通常業務）
業務開始目標時間	必須事項ではない	非常時優先業務ごとに定める必要がある
職員の飲料水・食料等の確保	業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保は必要事項ではない	業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保について検討する

## ２ 業務継続計画の基本的な考え方

### （１）業務継続の基本方針

大規模地震等発生時には、次の方針に基づき業務を継続する。

なお、この計画は大規模な地震を想定しているが、その他の災害発生時においても適宜準用する。

- 市民の生命・財産の保護を優先する
- 市民生活や市内企業の経済活動の維持と早期復旧に努める
- 業務継続のため必要な体制を構築し利用可能な資源を有効に活用する

### （２）業務継続計画の対象

本計画は、応急業務の中心的な役割を担う本庁各部局及び教育委員会を対象とする。

### 3 想定する地震、被害想定等

#### (1) 想定する地震

業務継続計画の策定に当たっては、前提となる地震を想定し、当該地震が発生した際の大曲庁舎周辺の被害を想定する必要がある。

この計画では、一定程度の発生確率があり、本庁舎のある大曲の建物被害等が大きくなると見込まれている「横手盆地真昼山連動地震」を想定地震とする。

(14) 秋田仙北地震震源北方 秋田仙北地震連動(M=7.7) 詳細法

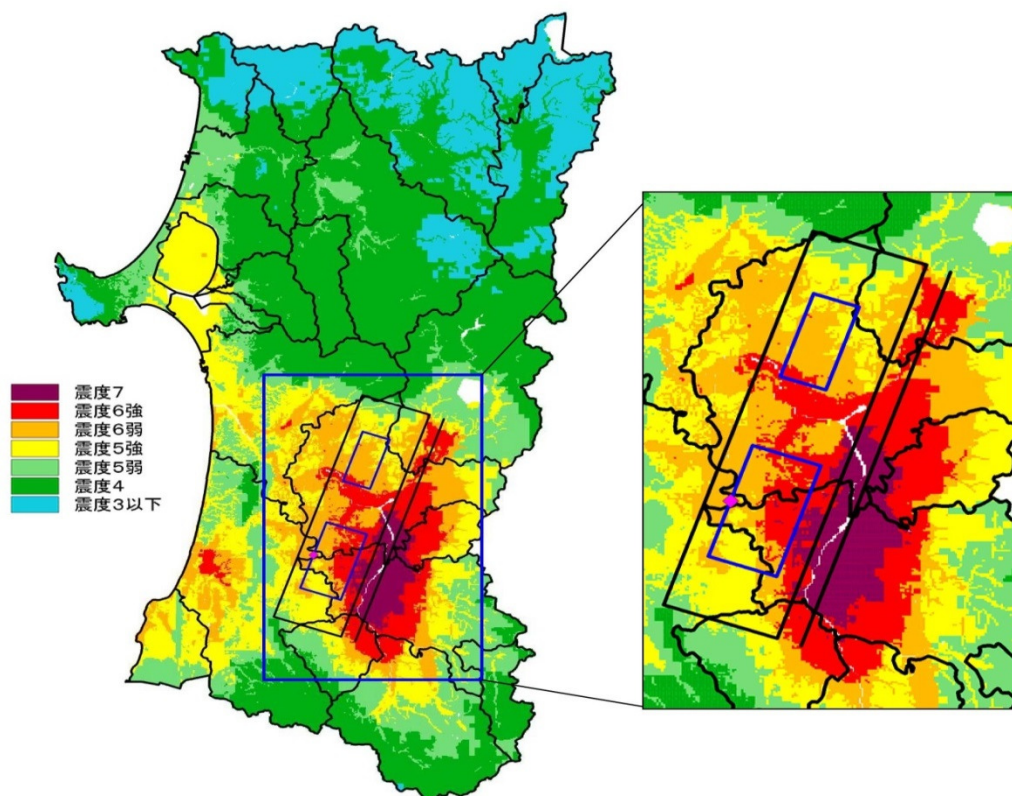


図-4.5.14 震度分布図(詳細法)

(青枠：アスペリティの位置、ひし形：破壊開始点の位置)

【図-2 横手盆地真昼山連動地震震度分布図】

## (2) 発災条件

想定する地震の規模は同じであっても、想定する地震が発生する時刻等の条件により、社会的な被害や非常時優先業務の必要資源の確保状況が変化する。

この計画では、人的被害や建物被害等が大きく職員参集が困難な「冬の深夜（午前2時）」を発災条件とする。

## (3) 被害想定

想定する被害として、建物被害、人的被害、ライフライン（電力、上下水道、ガス、通信）の機能支障等を想定する。

【表－2 横手盆地真昼山連動地震の被害予測「冬の深夜（午前2時）」発災】

項目		秋田県全体	大仙市	
マグニチュード		8.1		
最大震度（大仙市、横手市、湯沢市、仙北市）		7	7	
建物被害	全壊棟数（棟）	72,594	20,177	
	半壊棟数（棟）	62,000	14,826	
	焼失棟数（棟）	1,034	552	
人的被害	死者数（人）	4,524	1,325	
	負傷者数（人）	18,183	4,953	
	うち重傷者数（人）	5,104	1,518	
避難者数	1日後（人）	143,233	36,525	
	4日後（人）	152,464	37,832	
	1ヶ月後（人）	112,718	32,205	
ライフライン被害	電力	停電世帯数（世帯）	149,768	26,649
		復旧日数（日）	8	8
	通信（固定電話・インターネット）	不通回線数（本）	14,125	4,228
		復旧日数（日）	8	8
	上水道	断水人口（人）	219,433	52,622
		復旧日数（日）	29	29
	下水道	機能支障人口（人）	36,977	9,867
		復旧日数（日）	27	27
	都市ガス	供給支障人口（人）	不明	なし
		復旧日数（日）	16	
LPガス	供給支障人口（人）	46,213	16,559	
	復旧日数（日）	5	5	

その他の被害	橋梁被害	大被害（箇所）	0	—
		中小被害（箇所）	13	—
	細街路閉塞延長（m）		509,231	145,547
	ブロック塀倒壊（箇所）		33,818	—
	屋外落下物（棟）		15,626	—

#### （４）本庁舎周辺の被害状況の想定

大仙市の業務が外部条件によって受ける制約を把握するため、本庁舎及び周辺の被害状況を想定する必要があるが、ライフラインについては地域を特定して復旧予想をするのは困難なため全市の復旧予測で代替する。

【表－３ 庁舎建物及び周辺における被害状況の概要】

被害対象	被害状況	復旧予想
大曲本庁舎	機能に支障なし	—
神岡支所庁舎	機能に支障なし	—
電力	電柱折損による停電	８日
通信（固定電話・インターネット）	電柱折損による不通	８日
上水道	配水管の被害による断水	２９日
下水道	下水道管の被害	２７日
都市ガス	ガス管の被害	１６日
ＬＰガス	ガスボンベの漏洩	５日

## ４ 非常時優先業務と必要人員

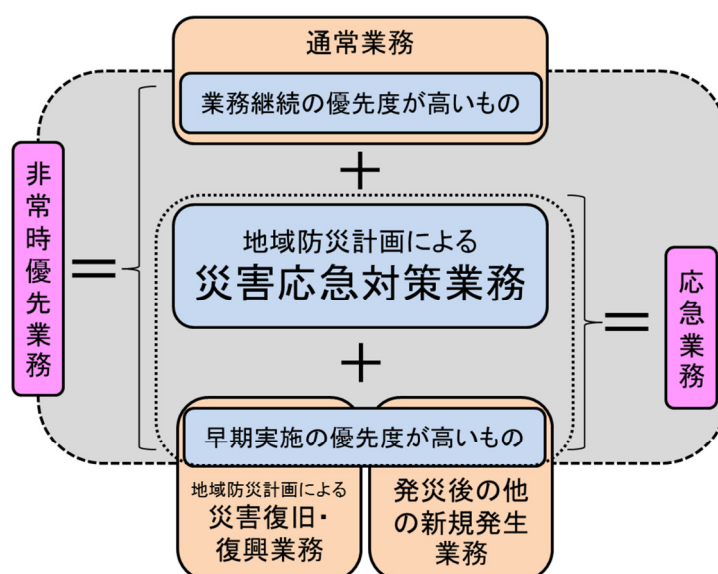
業務継続体制を検討するためには、災害時でも優先して実施すべき業務を特定する必要がある、これを非常時優先業務という。

### （１）非常時優先業務の定義

非常時優先業務とは、応急業務及び業務継続の優先度の高い通常業務をいう。

発災後、しばらくの期間は、**利用可能な**資源を非常時優先業務に優先的に割り当てるため、それ以外の通常業務は積極的に休止するか、非常時優先業務の継続の支障とならない範囲で業務を実施する。

【図－3 非常時優先業務のイメージ】



## (2) 業務開始目標時間

非常時優先業務の業務開始目標時間は、発災後の資源が著しく不足し混乱する期間や業務実施環境が概ね整って通常業務への移行が確立される期間等を考慮し、「1時間以内」、「3時間以内」、「12時間以内」、「1日以内」、「3日以内」、「2週間以内」、「1か月以内」に区分することとする。

## (3) 非常時優先業務の選定

非常時優先業務について、応急業務と業務継続の優先度の高い通常業務のうちから「レベルA」と「レベルB」に区分し、下記のとおり選定した。

なお、選定した結果は、別冊資料の「非常時優先業務等一覧」のとおりである。

### ① 応急業務

「大仙市地域防災計画」に記載されている災害対策本部の業務及び災害復旧計画等を基に選定する。

### ② 業務継続の優先度の高い通常業務

通常業務が行われないことによる市民生活等への影響を、「軽微」、「小さい」、「中程度」、「大きい」、「甚大」の5段階に評価し、「中程度」以上の影響がある業務を選定し、東日本大震災の教訓から事前に所属職員が30%となった場合においても継続が必要な業務をレベルAとして、所属職員が60%となった場合に継続すべき業務をレベルBとして、選別して計画に反映するもの。



【表－４ 「影響の重大性」の評価基準】

影響の重大性		対象とする目標レベルに達していないことに伴う影響の内容
I	軽微	対象となる目標レベルに対象時間まで到達しなかったことによる社会的影響がわずかにとどまる
II	小さい	対象となる目標レベルに対象時間まで到達しなかったことにより若干の社会的影響が発生する
III	中程度	対象となる目標レベルに対象時間まで到達しなかったことにより社会的影響が発生する
IV	大きい	対象となる目標レベルに対象時間まで到達しなかったことにより相当の社会的影響が発生する
V	甚大	対象となる目標レベルに対象時間まで到達しなかったことにより甚大な社会的影響が発生する

(出典：中央省庁業務継続ガイドライン)

#### (4) 必要人員

業務開始目標時間において、非常時優先業務を遂行するために必要な人員を業務毎に数値化し、部局別に算定した結果は次のとおりである。

【表－５ 部局別必要人員数】

	1時間 以内	3時間 以内	12時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1か月 以内
総務部	25	31	55	72	74	88	95
企画部	12	15	16	25	30	33	33
支所	7	12	16	25	27	31	34
市民部	14	14	14	22	32	40	40
健康福祉部	21	44	60	80	150	150	150
農林部	25	28	32	40	45	45	45
経済産業部	10	10	12	18	21	25	25
建設部	20	29	37	45	50	55	55
上下水道部	15	25	32	38	40	40	40
市立大曲病院	30	38	45	55	65	65	65
教育委員会	15	35	64	69	94	110	110
合計	194	281	383	489	628	682	692

## 5 業務継続のための執行体制の確保

### (1) 職員の参集

「大仙市地域防災計画」において、震度6弱以上の地震が発生した場合は、全職員が参集することとしている。

### (2) 職員の安否確認

非常時優先業務を実施するに当たり、職員の安全確保及び安否確認は、極めて重要である。

そのため、所属単位で連絡網を作成し電話やメールでの安否確認を行い、総務課職員班では職員の被災情報を取りまとめる。

また、平日の日中に発災した場合は、職員が業務に集中するためにも家族への安否確認を行うこととし、日常から「NTT災害伝言ダイヤル」等を使用した安否確認の方法を家族間で確認しておく。

### (3) 参集職員数の想定

#### ①参集率の仮定

「発災1時間以内」から「1日以内」については国土交通省における参集予測の考え方を、「発災3日以内」については阪神・淡路大震災での参集率を基に予測し、「2週間以内」及び「1か月以内」については本庁勤務職員のうち1割が死傷等により参集できないものと仮定した。

#### ・参集予測の考え方

国土交通省における参集予測では、庁舎から20km圏内の居住者が徒歩で参集し、毎時4kmの速さで連続歩行するとしているが、本計画では「冬の深夜（午前2時）」を想定しているため積雪を考慮し発災から3時間以内までは毎時2kmの歩行速度とし、さらに、参集のための準備に20分程度要すると仮定した。

また、本人及び家族の被災で1割、救出・救助活動に従事するため3割、計4割の職員が参集できない。

#### 【時間別の参集可能人数】

発災から1時間以内：庁舎から1.3km圏内職員の6割

発災から3時間以内：庁舎から5.3km圏内職員の6割

発災から12時間以内：庁舎から20km圏内職員の6割

発災から1日以内：庁舎から20km圏内職員の6割

・阪神・淡路大震災での参集率

阪神・淡路大震災では、最大震度が神戸市で本計画の想定震度と同じ震度7であり、神戸市の参集率は「表－6」のとおりである。

【表－6 阪神・淡路大震災時の参集状況】

	18時間後	42時間後	66時間後	90時間後	210時間後
神戸市	41%	60%	70%	80%	90%

(出典：地域防災データ総覧 阪神・淡路大震災基礎データ編)

②参集予測人数

仮定した参集率を基に、参集人数を予測した結果は次のとおりである。

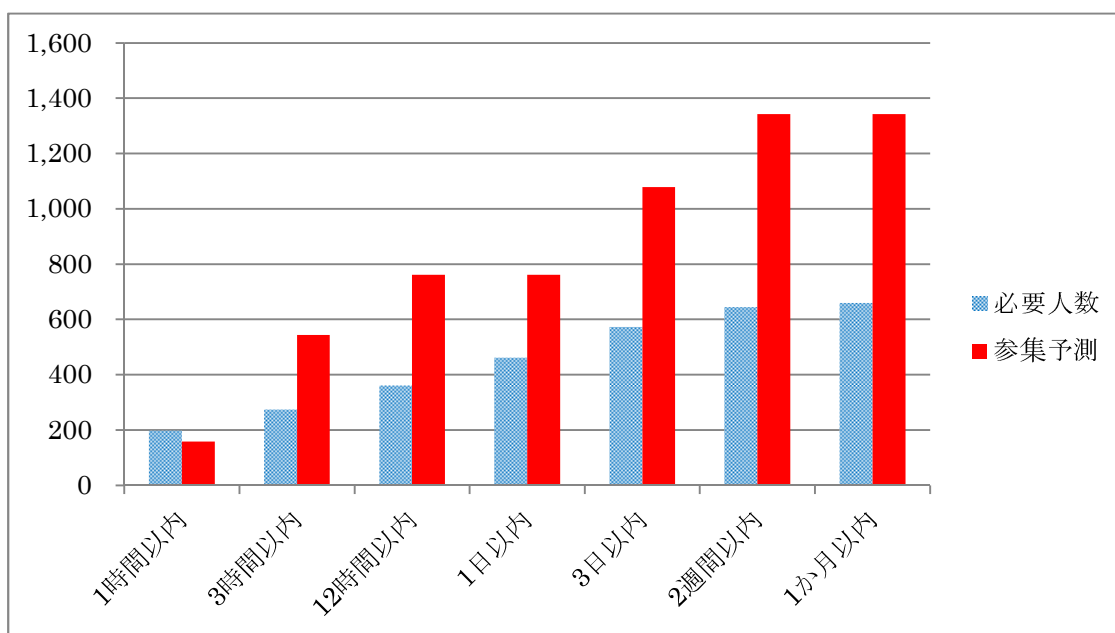
【表－7 部局別参集予測人数】

	1時間 以内	3時間 以内	12時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1か月 以内
総務部	16	55	80	100	115	115	115
企画部	19	26	38	40	46	46	46
支所	21	49	120	363	363	363	363
市民部	10	18	30	42	42	42	42
健康福祉部	33	90	120	180	211	211	211
農林部	10	20	30	45	45	45	45
経済産業部	10	10	12	18	22	25	25
建設部	15	22	35	45	59	59	59
上下水道部	8	15	22	30	40	40	40
市立大曲病院	7	30	41	41	65	65	65
教育委員会	20	62	93	93	115	115	115
合計	169	397	621	997	1,123	1,126	1,126

③必要人員との比較

「表－5 部局別必要人員数」と「表－7 部局別参集予測人数」を比較した結果、発災から1時間以内では必要人員数に参集予測人数が達していない。そのため、少ない職員でも効率的に業務継続できる体制作りが必要である。

【表－8 必要人員数と参集予測人数との比較】



#### (4) 専門職種の確保

非常時優先業務を遂行するに当たり、特別な資格や専門的な知識、技能等が必要となる業務については、担当職員が被災したことを想定したバックアップ体制を構築する。

また、他部局の応援やOB職員の活用、さらには他市町村の職員・団体への応援要請についても体制を構築する。

#### (5) 指揮命令システムの確保

発災時において業務継続を適切に行うためには、指揮命令システムの確立が重要である。

このため、発災時において意思決定者が不在の場合には、**大仙市事務専決規程第11条**に定める代決順位により、遅滞なく代決権者が職務を代行する。

なお、災害対策本部の部長等の代行者は「表－9」のとおりである。

【表－9 災害対策本部の職務代行】

名 称	職務代行者	
	第1順位	第2順位
本部長（市長）	A副市長	B副市長
副本部長（副市長）	総務部長	企画部長
副本部長（教育長）		

## 6 業務継続のための執務環境の確保

災害時に非常時優先業務を遂行するためには、職員の確保とともに、庁舎や電力等の執務環境に係る施設機能の確保が必要である。

このため、本庁舎の施設機能について、現状や被災による影響及び課題を分析し、業務継続のために必要な対策を検討する。

### ①庁 舎

#### 【現 状】

- 本庁舎は、平成25年度耐震改修を実施し、想定地震でも倒壊又は崩壊する危険性は低い。
- 中庭庁舎は、市の防災拠点として新耐震基準で建設されており、通信関係に免震床を設ける等、想定地震に耐えうる構造となっている。
- 本庁舎及び中庭庁舎のどちらかで出火した場合、通路を遮断することで残りの庁舎の使用は可能なため、被災していない庁舎で業務を継続する。

### ②電 力

#### 【現 状】

- 被害想定での復旧日数の予測は8日間であるが、専用線に近い配電線インフラを使用しているため、復旧作業は短期間となると見込まれる。(東日本大震災において、岩手県遠野市は約10時間程度で復旧)
- 本庁舎及び中庭庁舎の受電系統は本線、予備線の2回線であり、電力供給中断のリスクは低減されている。
- 外部からの電源供給が喪失した場合、非常用発電機を起動し電源を供給する。
  - ・本庁舎非常用発電機稼働時間72時間
  - ・神岡支所庁舎非常用発電機稼働時間72時間
- 非常用発電機稼働時には「停電時における非常用コンセント等の利用マニュアル(案)」により使用機器を制限することで非常用発電機の稼働時間を確保する。

#### 【課 題】

- 非常用発電機稼働時に高負荷となるOA機器類の使用台数が制限される。
- 在庁職員による非常電源運用の習熟度が低い。

#### 【対 策】

- 石油業者等との協定により非常用発電機の燃料を確保する。
- 停電対応訓練を継続的に実施(最低1回/年)する。

### ③電 話

#### 【現 状】

- 庁内各課に1～3台程度の災害時優先回線は確保されており、停電時でも情報収集・伝達手段は確保されている。
- 総合防災課及び各支所を含め衛星携帯電話を9台所有しているため、地上回線が輻輳しても外部と通信可能である。

#### 【課 題】

- 停電時は災害時優先回線のみでの使用に制限される。
- 通話中による災害時優先回線の渋滞が予想される。

#### 【対 策】

- 輻輳の影響が少ない衛星携帯電話及び衛星回線を使用した秋田県総合防災情報システムによる電話機やファクシミリを活用する。
- パケット通信によるメールを活用するシステムを取り入れる。

### ④秋田県総合防災情報システム

#### 【現 状】

- 気象台から県へ伝達された気象情報等は、県出先機関、市町村、消防本部及び自衛隊へ秋田県総合防災情報システムを通じて伝達されている。伝達方法には、地上回線に加えて衛星回線を使用しているため、地上回線に被害・輻輳があった場合でも伝達できる。
- 本庁舎設置の非常用発電機から電力を供給しているため、停電時でも使用可能であり主要機器類は免震床に設置されているため転倒等のおそれは少ない。
- 本庁内に設置されている秋田県総合情報システムの衛星回線を通じて通話できる。

#### 【課 題】

- 通信はシステムに接続されている電話機及びファクシミリに限られる。
  - ・ 県内：県地域振興局及び出先機関、市町村役場、消防本部、自衛隊
  - ・ 県外：地域衛星通信ネットワークに接続している公共機関
- 伝送容量が小さいため大量の情報伝達を行う場合には遅延が発生する。

#### 【対 策】

- 通話可能な電話機及び発信方法の職員への周知を行う。
- 大容量の情報伝達が可能な方式を採用入れたシステムの整備を行う。

### ⑤一斉メール配信システム（防災ネットだいせん）

#### 【現 状】

- 震度4以上の地震及び各種特別警報等が発表された場合には、事前に指定された災害対策本部事務局員等の携帯電話へメールを自動送信して参集を促している。
- 大曲庁舎設置の非常用発電機から電力を供給しているため、停電時でも使用可能である。なお、サーバ等は固定されているため転倒等のおそれは少ない。

## ⑥情報システム（大仙市グループウェア）

### 【現 状】

- 大曲庁舎情報処理室に設置されたサーバは、停電時でも非常用発電機から電力供給されるためダウンすることはない。また、免震工事が終了しているため転倒のおそれも少ない。

### 【課 題】

- 電柱折損の場合には不通により基幹系ネットワーク等の通信ができない。

### 【対 策】

- メンテナンス業者と発災後の東北電力との協定を運用し、復旧に努める。

## ⑦執務環境

### 【現 状】

- シェイクアウト訓練の課題解消施策等により書棚、キャビネット等は固定されているため、転倒のおそれは少ない。

### 【課 題】

- 什器内容物の飛散のおそれがある。

### 【対 策】

- 転倒する危険性のある什器等に対する転倒防止を徹底する。
- 内容物の落下・散乱を防止するための、什器等の扉の開放防止対策を講じる。

## ⑧トイレ

### 【現 状】

- 本庁舎は下水処理施設を利用しており、停電時でも使用可能である。
- 本庁舎には高架水槽に平常時の1日分程度貯水されており、揚水ポンプに非常用電源を供給していることから、停電時及び断水時でも貯水分は使用可能である。

### 【課 題】

- 下水処理施設が被災した場合及び庁内の配管が破損した場合には使用できない。
- 代替手段（仮設トイレの備蓄等）が確保されていない。

【対 策】

- 仮設トイレを確保する。
- 既設汚水ピットを非常用トイレピットに開放する。

⑨飲料水・食料等

【現 状】

- 本庁舎の水道水は、水道管から直結しているため、本管が断水した場合は供給停止となるが、配水管の耐震化が進んでおり、断水のリスクは低い。
- 本庁舎には高架水槽等に平常時の1日分程度貯水しており揚水ポンプに非常用電源を供給することから停電及び断水時でも貯水分は使用可能である。

【課 題】

- 食料の備蓄がないため業務継続に支障が生ずる。

【対 策】

- 3日間程度の飲料水・食料等を職員自身が備蓄する。

7 業務継続体制の向上

業務継続への組織的な対応力の向上を図るため、教育・訓練や点検・改善等を継続し、その結果を業務継続計画に反映させていくことが重要である。

(1) 教育・訓練

業務継続計画を適切に実行するためには、本計画に定める取組を職員に周知、浸透させるとともに、発災時に確実に計画に沿って行動できるよう、次の訓練を実施し対応能力の向上を図る。

【表－10 具体的な訓練例】

訓 練 名 称	大仙市の実施状況
○停電対応訓練	年1回実施
○避難訓練	年1回実施
○秋田県総合防災情報システムによる通信訓練	年1回実施
○参集訓練（災害対策本部員による訓練実施）	年1回実施
○安否確認訓練	未実施

(2) 点検・改善

上記の訓練等を通じ本計画の実効性を検証するとともに、把握された問題点や教訓等に基づいて、随時修正し改善を図る。



# 大規模災害発災時の初動期における 優先業務区分整理表



平成28年3月  
大 仙 市

- ※1 各部局・課・室においては、機構改革、職員の変動、災害の規模、対象地域などにより、通常時においても優先業務の変化が予期されるので、随時見直すこととします。
- ※2 各支所においては、本庁と関係ある非常時優先業務として連携し業務区分を明確にすること。

## 非常時優先業務等一覧

### 継続区分

- レベルA 所属職員が30%となった場合においても継続が必要な業務をいう。
- レベルB 所属職員が60%となった場合においても継続が必要な業務をいう。
- 空欄 後で処置ができる業務をいう。

### 参考規則等

- 大仙市行政組織規則
- 大仙市立大曲病院組織規則
- 大仙市会計管理者補助組織設置規則
- 大仙市議会事務局処務規定
- 大仙市教育委員会事務局組織規則
- 大仙市選挙管理委員会事務局処務規定
- 大仙市農業委員会事務局設置規則
- 大仙市水道局の組織及び処務規定

### 参考【回答まとめ】

非常時優先業務区分	業務数	割合	区分内容等
レベルA	250	29.4%	職員30%でも必要業務
レベルB	109	12.8%	職員60%で実施業務
空欄	489	57.6%	後で処置できる業務
合計	848	100%	

非常時優先業務等一覧 (H28版)

部/局	課NO	課/室	班/機関	業務内容(規則等による事務分掌)	継続区分	摘要
総務部	1	総務課	行政改革班	(1) 行政改革に関する事。		
総務部	1	総務課	行政改革班	(2) 行政組織及び事務分掌に関する事。		
総務部	1	総務課	行政改革班	(3) 権限の委任、代決及び専決事項に関する事。		
総務部	1	総務課	行政改革班	(4) 事務の合理化及び能率化に関する事。		
総務部	1	総務課	行政改革班	(5) 庁内の連絡調整に関する事。	A	
総務部	1	総務課	行政改革班	(6) 庁議等に関する事。	A	
総務部	1	総務課	行政改革班	(7) 固定資産評価審査委員会その他行政委員会に関する事。		
総務部	1	総務課	行政改革班	(8) 自衛官及び自衛官候補生募集に関する事。		
総務部	1	総務課	行政改革班	(9) 行政協力員及び行政相談委員に関する事。	A	
総務部	1	総務課	行政改革班	(10) 公共施設の見直しに関する事。		
総務部	1	総務課	行政改革班	(11) 指定管理者制度に関する事。		
総務部	1	総務課	行政改革班	(12) 社会を明るくする運動に関する事。		
総務部	1	総務課	行政改革班	(13) 支所との連絡調整に関する事。		
総務部	1	総務課	行政改革班	(14) 他部の所管に属しない事務の調整に関する事。		
総務部	1	総務課	行政改革班	(15) 部内の連絡調整及び部長の庶務に関する事。		
総務部	1	総務課	行政改革班	(16) 課内他班に属しない事。		
総務部	1	総務課	文書法制班	(1) 条例、規則等の審査に関する事。	A	
総務部	1	総務課	文書法制班	(2) 公告式に関する事。	A	
総務部	1	総務課	文書法制班	(3) 特別職の辞令に関する事。	A	
総務部	1	総務課	文書法制班	(4) 議案に関する事。	A	
総務部	1	総務課	文書法制班	(5) 例規検索システムの運用及び例規集に関する事。		
総務部	1	総務課	文書法制班	(6) 情報公開及び個人情報保護に関する事。		
総務部	1	総務課	文書法制班	(7) 文書事務の企画及び指導に関する事。		
総務部	1	総務課	文書法制班	(8) 文書処理システムの運用に関する事。	A	
総務部	1	総務課	文書法制班	(9) 行政文書の受領、発送及び保管に関する事。	A	
総務部	1	総務課	文書法制班	(10) 公印に関する事。		
総務部	1	総務課	文書法制班	(11) 訴訟、不服申立等に関する事。	A	
総務部	1	総務課	文書法制班	(12) 市町村境界の変更等に関する事。		
総務部	1	総務課	文書法制班	(13) 町又は字の区域の新設、廃止又は変更に関する事。		
総務部	1	総務課	文書法制班	(14) 行政手続の指導に関する事。		
総務部	1	総務課	職員班	(1) 職員の進退及び任免に関する事。	B	
総務部	1	総務課	職員班	(2) 職員の分限、懲戒及び服務に関する事。	B	
総務部	1	総務課	職員班	(3) 職員の身分に関する事。	B	
総務部	1	総務課	職員班	(4) 職員の職階制及び試験に関する事。		
総務部	1	総務課	職員班	(5) 職員の能力開発に関する事。	B	
総務部	1	総務課	職員班	(6) 職員の勤務成績に関する事。		
総務部	1	総務課	職員班	(7) 職員の異動及び定数に関する事。		
総務部	1	総務課	職員班	(8) 職員団体にに関する事。	B	
総務部	1	総務課	職員班	(9) 職員の褒賞に関する事。	B	
総務部	1	総務課	職員班	(10) 公平委員会に関する事。	A	
総務部	1	総務課	職員班	(11) 臨時職員及び嘱託職員の任免及び配置に関する事。		
総務部	1	総務課	職員班	(12) 職員の給与その他の勤務条件に関する事。	A	
総務部	1	総務課	職員班	(13) 職員の公務災害補償に関する事。	A	

非常時優先業務等一覧 (H28版)

部/局	課NO	課/室	班/機関	業務内容 (規則等による事務分掌)	継続区分	摘要
総務部	1	総務課	職員班	(14) 職員の健康管理及び福利厚生に関すること。		
総務部	1	総務課	職員班	(15) 職員の児童手当に関すること。	B	
総務部	1	総務課	職員班	(16) 職員共済、退職手当及び職員互助会に関すること。	B	
総務部	1	総務課	職員班	(17) 特別職報酬等審議会に関すること。	B	
総務部	1	総務課	職員班	(18) 職員の源泉徴収及び市県民税の特別徴収に関すること。	B	
総務部	1	総務課	職員班	(19) 臨時職員及び嘱託職員の賃金に関すること。	A	
総務部	1	総務課	職員班	(20) その他職員に関すること。	B	
総務部	1	総務課	公文書館設置準備室	(1) 公文書館設置に関すること。	A	A:設置後の管理
総務部	1	総務課	公文書館設置準備室	(2) 歴史公文書等の保存及び利用に関すること。	A	A:資料保全
総務部	2	秘書課	秘書班	(1) 市長及び副市長の秘書に関すること。	A	
総務部	2	秘書課	秘書班	(2) 市長及び副市長の日程、行事等の調整に関すること。	B	
総務部	2	秘書課	秘書班	(3) 市長会及び副市長会に関すること。	B	
総務部	2	秘書課	秘書班	(4) 市長の資産等の公開に関すること。	B	
総務部	2	秘書課	秘書班	(5) 市長車の運行管理に関すること。	A	
総務部	2	秘書課	秘書班	(6) 叙位、叙勲及び褒章並びに市功労者等の表彰に関すること。	B	
総務部	2	秘書課	秘書班	(7) 「市民の声」及び「市長面会日」に関すること。	B	
総務部	2	秘書課	秘書班	(8) 陳情及び請願の受理に関すること。	B	
総務部	2	秘書課	秘書班	(9) 後援名義の使用許可に関すること。	B	
総務部	2	秘書課	秘書班	(10) 記者会見及び報道機関との連絡に関すること。	B	
総務部	2	秘書課	秘書班	(11) 寄附採納に関すること。	B	
総務部	3	財政課	財政班	(1) 財政計画に関すること。		
総務部	3	財政課	財政班	(2) 予算の編成及び執行に関すること。	A	
総務部	3	財政課	財政班	(3) 財政事情の調査及び公表に関すること。		
総務部	3	財政課	財政班	(4) 地方交付税に関すること。	A	
総務部	3	財政課	財政班	(5) 市債に関すること。	A	
総務部	3	財政課	財政班	(6) 議会に関すること。		
総務部	3	財政課	財政班	(7) 補助金及び負担金の見直しに関すること。		
総務部	3	財政課	財政班	(8) その他市財政に関すること。		
総務部	3	財政課	財政班	(9) 公会計に関すること。		
総務部	3	財政課	財政班	(10) 公共施設状況調査に関すること。		
総務部	3	財政課	管財班	(1) 公有財産の管理に関すること。		
総務部	3	財政課	管財班	(2) 大曲庁舎及び大曲南庁舎(敷地等を含む。)の管理に関すること。	A	
総務部	3	財政課	管財班	(3) 大曲庁舎及び大曲南庁舎内の電話の使用及び管理に関すること。	A	
総務部	3	財政課	管財班	(4) 公有財産に関する共通管理に関すること。		
総務部	3	財政課	管財班	(5) 財産区に関すること。		
総務部	3	財政課	管財班	(6) 公用自動車の管理、運行及び整備に関すること。	A	
総務部	3	財政課	管財班	(7) 課内他班に属しないこと。		
総務部	4	契約検査課	入札契約班	(1) 入札及び契約に関すること。	A	
総務部	4	契約検査課	入札契約班	(2) 入札参加資格に関すること。		
総務部	4	契約検査課	入札契約班	(3) 入札契約資格等審査委員会に関すること。	B	
総務部	4	契約検査課	入札契約班	(4) 小規模修繕契約に関すること。		
総務部	4	契約検査課	入札契約班	(5) その他契約に関すること。		
総務部	4	契約検査課	入札契約班	(6) 課内他班に属しないこと。		

非常時優先業務等一覧 (H28版)

部/局	課NO	課/室	班/機関	業務内容(規則等による事務分掌)	継続区分	摘要
総務部	4	契約検査課	工事検査班	(1) 建設工事の検査及び実施指導に関する事。		
総務部	4	契約検査課	工事検査班	(2) 建設工事の検査基準に関する事。		
総務部	4	契約検査課	工事検査班	(3) 優良建設工事表彰に関する事。		
総務部	4	契約検査課	工事検査班	(4) 公共工事現場パトロールに関する事。		
総務部	4	契約検査課	工事検査班	(5) その他工事の検査に関する事。		
総務部	5	税務課	市民税班	(1) 市民税、軽自動車税、市たばこ税、鉱産税、入湯税、国民健康保険税(以下この項において「市民税等」という。)の課税に関する事。	A	
総務部	5	税務課	市民税班	(2) 市民税等に関する各種届及び申告書の受付に関する事。	A	
総務部	5	税務課	市民税班	(3) 市民税等に関する各種証明書の発行に関する事。	A	
総務部	5	税務課	市民税班	(4) 市税に関する犯則事件の調査に関する事。		
総務部	5	税務課	市民税班	(5) 市税の調査指導に関する事。		
総務部	5	税務課	市民税班	(6) 後期高齢者医療保険料に関する事。	A	
総務部	5	税務課	市民税班	(7) その他市民税等に関する事。		
総務部	5	税務課	市民税班	(8) 市民税等に係る不服申立及び訴訟に関する事。	A	
総務部	5	税務課	市民税班	(9) 地方税電子化に関する事。		
総務部	5	税務課	市民税班	(10) 課内他班に属しない事。		
総務部	5	税務課	資産税班	(1) 固定資産税及び特別土地保有税の課税に関する事。	A	
総務部	5	税務課	資産税班	(2) 固定資産税の申告に関する事。	A	
総務部	5	税務課	資産税班	(3) 固定資産の評価替えに関する事。	A	
総務部	5	税務課	資産税班	(4) 固定資産税に関する各種証明書の発行に関する事。	A	
総務部	5	税務課	資産税班	(5) 縦覧及び閲覧に関する事。	A	
総務部	5	税務課	資産税班	(6) その他固定資産税及び特別土地保有税に関する事。		
総務部	5	税務課	資産税班	(7) 固定資産税に係る不服申立及び訴訟に関する事。	A	
総務部	6	債権管理課	収納班	(1) 市税の口座振替に関する事。	A	
総務部	6	債権管理課	収納班	(2) 市税の過誤納及び還付に関する事。	A	
総務部	6	債権管理課	収納班	(3) 税の収納に関する事。	A	
総務部	6	債権管理課	収納班	(4) 督促処理に関する事。	A	
総務部	6	債権管理課	収納班	(5) 課内他班に属しない事。		
総務部	6	債権管理課	滞納整理班	(1) 市税の滞納整理に関する事。		
総務部	6	債権管理課	滞納整理班	(2) 差押え及び催告に関する事。		
総務部	6	債権管理課	滞納整理班	(3) 納税相談に関する事。	B	
総務部	6	債権管理課	滞納整理班	(4) 税の収納に係る不服申立及び訴訟に関する事。	B	
総務部	6	債権管理課	滞納整理班	(5) 公債権及び私債権の滞納整理に関する事。(他の所管に属するものを除く。)		
総務部	7	総合防災課	防災班	(1) 危機管理に関する事。	A	
総務部	7	総合防災課	防災班	(2) 地域防災計画及び水防計画に関する事。	B	
総務部	7	総合防災課	防災班	(3) 防災会議に関する事。	B	
総務部	7	総合防災課	防災班	(4) 災害対策に関する事。	A	
総務部	7	総合防災課	防災班	(5) 水防協議会に関する事。	B	
総務部	7	総合防災課	防災班	(6) 防災行政無線に関する事。	A	
総務部	7	総合防災課	防災班	(7) 国民保護法に関する事。	A	
総務部	7	総合防災課	防災班	(8) 空き家対策に関する事。		
総務部	7	総合防災課	防災班	(9) その他防災に関する事。	A	
総務部	7	総合防災課	防災班	(10) 課内他班に属しない事。		
総務部	7	総合防災課	消防班	(1) 消防団に関する事。	A	

非常時優先業務等一覧 (H28版)

部/局	課NO	課/室	班/機関	業務内容(規則等による事務分掌)	継続区分	摘要
総務部	7	総合防災課	消防班	(2) 消防・防災施設及び設備に関すること。	B	
総務部	7	総合防災課	消防班	(3) 行方不明事案に関すること。	B	
総務部	7	総合防災課	消防班	(4) その他消防に関すること。	B	
総務部	8	雪対策推進室	企画調整班	(1) 雪対策総合計画の進行管理及び見直しに関すること。		
総務部	8	雪対策推進室	企画調整班	(2) 雪対策事業の企画及び実施に関すること。		
総務部	8	雪対策推進室	企画調整班	(3) 雪対策推進部署の総合調整に関すること。		
総務部	8	雪対策推進室	企画調整班	(4) 雪に対する市民意識の醸成に関すること。		
総務部	8	雪対策推進室	企画調整班	(5) 室内他班に属しないこと。		
総務部	8	雪対策推進室	対策推進班	(1) 雪に対する相談窓口に関すること。	A	
総務部	8	雪対策推進室	対策推進班	(2) 雪対策事業の推進に関すること。	B	
企画部	9	総合政策課	政策調整班	(1) 総合計画に関すること。		
企画部	9	総合政策課	政策調整班	(2) 重要施策等の企画、調査及び調整に関すること。		
企画部	9	総合政策課	政策調整班	(3) 地方分権及び権限移譲に関すること。		
企画部	9	総合政策課	政策調整班	(4) 施政方針演説及び市政報告に関すること。		
企画部	9	総合政策課	政策調整班	(5) 広域行政に関すること。		
企画部	9	総合政策課	政策調整班	(6) 辺地及び過疎計画に関すること。		
企画部	9	総合政策課	政策調整班	(7) 国、県、関係機関等に対する陳情及び請願に関すること。		
企画部	9	総合政策課	政策調整班	(8) 県及び関係行政機関との連絡調整に関すること。		
企画部	9	総合政策課	政策調整班	(9) 政策及び事業の評価に関すること。		
企画部	9	総合政策課	政策調整班	(10) 市民憲章、市民歌等に関すること。		
企画部	9	総合政策課	政策調整班	(11) 地域総合整備資金貸付に関すること。		
企画部	9	総合政策課	政策調整班	(12) 非核平和都市宣言に関すること。		
企画部	9	総合政策課	政策調整班	(13) 自治基本条例に関すること。		
企画部	9	総合政策課	政策調整班	(14) 中心市街地活性化対策に関すること。		
企画部	9	総合政策課	政策調整班	(15) 部内の連絡調整及び部長の庶務に関すること。		
企画部	9	総合政策課	政策調整班	(16) 課内他班に属しないこと。		
企画部	9	総合政策課	人口対策班	(1) 人口問題対策に関わる施策の企画、調整及び推進に関すること。(他の所管に属するものを除く。)		
企画部	9	総合政策課	人口対策班	(2) 人口問題対策に関わる関係各課との連絡調整に関すること。		
企画部	9	総合政策課	人口対策班	(3) まち・ひと・しごと創生総合戦略に関すること。		
企画部	9	総合政策課	広報班	(1) 広報活動の計画及び実施に関すること。	A	
企画部	9	総合政策課	広報班	(2) 広報紙及び市勢要覧に関すること。	B	
企画部	9	総合政策課	広報班	(3) 広聴に関すること。	A	
企画部	9	総合政策課	広報班	(4) ホームページの作成及び掲載内容の管理に関すること。	A	
企画部	9	総合政策課	広報班	(5) フェイスブックページの管理、運営に関すること。	A	
企画部	9	総合政策課	広報班	(6) 写真フィルム、デジタルデータ作成事業に関すること。		
企画部	9	総合政策課	広報班	(7) その他広報に関すること。	B	
企画部	9	総合政策課	統計班	(1) 基幹統計に関すること。		
企画部	9	総合政策課	統計班	(2) 県が行う統計調査に関すること。		
企画部	9	総合政策課	統計班	(3) 市民所得推計に関すること。		
企画部	9	総合政策課	統計班	(4) 統計調査員表彰に関すること。		
企画部	9	総合政策課	統計班	(5) その他統計に関すること。		
企画部	9	総合政策課	コミュニティFM推進班	(1) コミュニティFMの運営支援に関すること。	A	
企画部	9	総合政策課	コミュニティFM推進班	(2) 行政情報番組等に関すること。	A	

非常時優先業務等一覧 (H28版)

部/局	課NO	課/室	班/機関	業務内容(規則等による事務分掌)	継続区分	摘要
企画部	9	総合政策課	コミュニティFM推進班	(3) コミュニティFM施設整備に関すること。		
企画部	9	総合政策課	コミュニティFM推進班	(4) コミュニティFM施設の維持に関すること。	A	
企画部	10	まちづくり課	まちづくり班	(1) がんばる集落応援事業に関すること。		
企画部	10	まちづくり課	まちづくり班	(2) 地域協議会に関すること。		
企画部	10	まちづくり課	まちづくり班	(3) 地域交通対策に関すること。	B	
企画部	10	まちづくり課	まちづくり班	(4) 地域づくり推進事業に関すること。		
企画部	10	まちづくり課	まちづくり班	(5) 自治会活動支援に関すること。		
企画部	10	まちづくり課	まちづくり班	(6) 認可地縁団体に関すること。		
企画部	10	まちづくり課	まちづくり班	(7) ふるさと納税に関すること。		
企画部	10	まちづくり課	まちづくり班	(8) 駅舎管理に関すること。		
企画部	10	まちづくり課	まちづくり班	(9) 地区コミュニティ会議等に関すること。		
企画部	10	まちづくり課	まちづくり班	(10) 町内集落会館建設費等補助事業及び貸付金に関すること。		
企画部	10	まちづくり課	まちづくり班	(11) 地域予算に関すること。		
企画部	10	まちづくり課	まちづくり班	(12) コミュニティ施設に関すること。		
企画部	10	まちづくり課	まちづくり班	(13) 人材育成事業に関すること。		
企画部	10	まちづくり課	まちづくり班	(14) 首都圏ふるさと会に関すること。		
企画部	10	まちづくり課	まちづくり班	(15) 桜守プロジェクト事業に関すること。		
企画部	10	まちづくり課	まちづくり班	(16) 地域提案型自治会等雪対策モデル事業に関すること。		
企画部	10	まちづくり課	まちづくり班	(17) 地域の魅力再発見事業に関すること。		
企画部	10	まちづくり課	まちづくり班	(18) 課内他班に属しないこと。		
企画部	10	まちづくり課	だいせんライフ促進班	(1) だいせんライフ促進に関する施策の企画、調整及び推進に関すること。(他の所管に属するものを除く。)		
企画部	10	まちづくり課	だいせんライフ促進班	(2) 定住・移住の促進に関すること。		
企画部	10	まちづくり課	だいせんライフ促進班	(3) 小規模・高齢化集落等コミュニティ対策に関すること。		
企画部	10	まちづくり課	だいせんライフ促進班	(4) 地域おこし協力隊に関すること。		
企画部	10	まちづくり課	だいせんライフ促進班	(5) 地域コミュニティ活動拠点に関すること。		
企画部	10	まちづくり課	だいせんライフ促進班	(6) 空き家バンクに関すること。		
企画部	11	情報システム課	情報班	(1) 地域情報化の推進のための計画策定及び調査に関すること。		
企画部	11	情報システム課	情報班	(2) 地域情報化推進委員会に関すること。		
企画部	11	情報システム課	情報班	(3) イン트라ネット及び超高速情報通信基盤の維持管理及び運用に関すること。	A	
企画部	11	情報システム課	情報班	(4) 地デジ、テレビ難視聴及び移動通信鉄塔施設に関すること。		
企画部	11	情報システム課	情報班	(5) 行政情報化に関すること。		
企画部	11	情報システム課	情報班	(6) 各種システムの最適化の推進に関すること。		
企画部	11	情報システム課	情報班	(7) 各種システムの運用及び保守管理の指導に関すること。	A	
企画部	11	情報システム課	情報班	(8) ネットワーク及びセキュリティ対策に関すること。	A	
企画部	12	男女共同参画推進室	男女共同参画班	(1) 男女共同参画に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。		
企画部	12	男女共同参画推進室	男女共同参画班	(2) 審議会等における女性委員の登用の促進に関すること。		
企画部	12	男女共同参画推進室	男女共同参画班	(3) その他男女共同参画に関すること。		
企画部	12	男女共同参画推進室	男女共同参画班	(4) 結婚支援に関すること。		
企画部	12	男女共同参画推進室	男女共同参画班	(5) ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者等支援に関すること。		
企画部	12	男女共同参画推進室	市民活動交流拠点センター	(1) 市民活動に関すること。		※機関等
企画部	12	男女共同参画推進室	市民活動交流拠点センター	(2) 施設設備の維持管理に関すること。	A	※機関等
企画部	12	男女共同参画推進室	健康文化活動拠点センター	(1) 指定管理者制度に関すること。		※機関等
企画部	12	男女共同参画推進室	健康文化活動拠点センター	(2) 施設設備の維持管理に関すること。	A	※機関等

非常時優先業務等一覧 (H28版)

部/局	課NO	課/室	班/機関	業務内容(規則等による事務分掌)	継続区分	摘要
市民部	13	市民課	市民班	(1) 住民基本台帳に関する事。	A	
市民部	13	市民課	市民班	(2) 印鑑の登録及び証明に関する事。		
市民部	13	市民課	市民班	(3) 戸籍に関する事。	A	
市民部	13	市民課	市民班	(4) 在留関連事務に関する事。	A	
市民部	13	市民課	市民班	(5) 自動車臨時運行許可に関する事。		
市民部	13	市民課	市民班	(6) 埋火葬許可及び火葬場使用許可に関する事。		
市民部	13	市民課	市民班	(7) 相続税法第58条第1項の通知に関する事。		
市民部	13	市民課	市民班	(8) 破産者、成年被後見人、犯罪者等の名簿に関する事。		
市民部	13	市民課	市民班	(9) 公職選挙法第11条第3項の通知に関する事。		
市民部	13	市民課	市民班	(10) 人権擁護に関する事。		
市民部	13	市民課	市民班	(11) 総合窓口に関する事。		
市民部	13	市民課	市民班	(12) 旅券に関する事。		
市民部	13	市民課	市民班	(13) マイナンバーの交付に関する事。		
市民部	13	市民課	保険班	(1) 国民健康保険に関する事。		
市民部	13	市民課	保険班	(2) 後期高齢者医療関係事務に関する事。		
市民部	13	市民課	保険班	(3) 福祉医療に関する事。		
市民部	13	市民課	保険班	(4) 人間ドック等検診費助成に関する事。		
市民部	13	市民課	年金班	(1) 国民年金の加入及び資格喪失に関する事。		
市民部	13	市民課	年金班	(2) 国民年金の免除、学生納付特例に関する事。		
市民部	13	市民課	年金班	(3) 未支給年金に関する事。		
市民部	13	市民課	年金班	(4) その他国民年金に関する事。		
市民部	14	環境交通安全課	環境班	(1) 環境保全及び公害防止に関する事。		
市民部	14	環境交通安全課	環境班	(2) 自然保護に関する事。		
市民部	14	環境交通安全課	環境班	(3) エネルギーに関する事。		
市民部	14	環境交通安全課	環境班	(4) 墓地及び墓園に関する事。		
市民部	14	環境交通安全課	環境班	(5) 火葬場の管理に関する事。		
市民部	14	環境交通安全課	環境班	(6) 公衆浴場及び興行場に関する事。		
市民部	14	環境交通安全課	環境班	(7) 犬の登録及び狂犬病予防に関する事。		
市民部	14	環境交通安全課	環境班	(8) そ族昆虫の駆除に関する事。		
市民部	14	環境交通安全課	環境班	(9) 動物の死体の処理に関する事。		
市民部	14	環境交通安全課	環境班	(10) 理容所、美容所及びクリーニング所に関する事。		
市民部	14	環境交通安全課	環境班	(11) 公害関係法令に基づく各届出に関する事。		
市民部	14	環境交通安全課	環境班	(12) 旅館業に関する事。		
市民部	14	環境交通安全課	環境班	(13) 課内他班に属しない事。		
市民部	14	環境交通安全課	廃棄物班	(1) 一般廃棄物処理計画に関する事。		
市民部	14	環境交通安全課	廃棄物班	(2) 一般廃棄物の収集、運搬及びそれらの委託に関する事。	A	
市民部	14	環境交通安全課	廃棄物班	(3) ごみの減量及び再資源化に関する事。		
市民部	14	環境交通安全課	廃棄物班	(4) 一般廃棄物処理施設の運営及び維持管理に関する事。		
市民部	14	環境交通安全課	廃棄物班	(5) し尿に関する事。		
市民部	14	環境交通安全課	廃棄物班	(6) その他廃棄物に関する事。		
市民部	14	環境交通安全課	交通安全班	(1) 交通安全計画及び実施計画に関する事。		
市民部	14	環境交通安全課	交通安全班	(2) 交通安全推進団体の育成指導に関する事。		
市民部	14	環境交通安全課	交通安全班	(3) 交通指導隊に関する事。		



非常時優先業務等一覧 (H28版)

部/局	課NO	課/室	班/機関	業務内容(規則等による事務分掌)	継続区分	摘要
市民部	14	環境交通安全課	交通安全班	(4) 防犯対策に関する事。		
市民部	14	環境交通安全課	交通安全班	(5) 交通事故相談に関する事。		
市民部	14	環境交通安全課	交通安全班	(6) 犯罪被害者の支援に関する事。		
市民部	15	消費生活センター	消費生活班	(1) 消費生活相談に関する事。		
市民部	15	消費生活センター	消費生活班	(2) 消費者の被害防止、安全確保等に関する事。	B	
市民部	15	消費生活センター	消費生活班	(3) 消費者三法(安全三法)の立入検査に関する事。		
健康福祉部	16	社会福祉課	企画班	(1) 社会福祉施策の総合企画及び調整に関する事。		
健康福祉部	16	社会福祉課	企画班	(2) 社会福祉施設の整備に関する事。		
健康福祉部	16	社会福祉課	企画班	(3) 福祉関係計画等審議委員会に関する事。		
健康福祉部	16	社会福祉課	企画班	(4) 社会福祉法人の助成に関する事。		
健康福祉部	16	社会福祉課	企画班	(5) 世代交流福祉施設の管理運営に関する事。		
健康福祉部	16	社会福祉課	企画班	(6) 生活支援ハウスの管理運営に関する事。		
健康福祉部	16	社会福祉課	企画班	(7) 日本赤十字社に関する事。	A	
健康福祉部	16	社会福祉課	企画班	(8) 恩給、戦傷病及び遺族に関する事。		
健康福祉部	16	社会福祉課	企画班	(9) 福祉事務所実習の受入れに関する事。		
健康福祉部	16	社会福祉課	企画班	(10) 社会福祉統計等に関する事。		
健康福祉部	16	社会福祉課	企画班	(11) 社会福祉事業の開始の届出の受理等に関する事。		
健康福祉部	16	社会福祉課	企画班	(12) 社会福祉法人(保育所を営む事業のみを行う者を除く。)の設立の認可等及び定款変更の認可届出に関する事。		
健康福祉部	16	社会福祉課	企画班	(13) 社会福祉法人の指導監査に関する事。		
健康福祉部	16	社会福祉課	企画班	(14) 子ども・若者支援事業に関する事。		
健康福祉部	16	社会福祉課	企画班	(15) 部内の連絡調整及び部長の庶務に関する事。	A	
健康福祉部	16	社会福祉課	企画班	(16) 課内他班に属しない事。		
健康福祉部	16	社会福祉課	地域福祉班	(1) 地域福祉計画に関する事。		
健康福祉部	16	社会福祉課	地域福祉班	(2) 地域福祉推進体制の整備に関する事。		
健康福祉部	16	社会福祉課	地域福祉班	(3) 災害時要支援者避難支援体制の整備に関する事。	A	
健康福祉部	16	社会福祉課	地域福祉班	(4) 民生委員及び児童委員に関する事。	A	
健康福祉部	16	社会福祉課	地域福祉班	(5) 民生委員・児童委員推薦会に関する事。		
健康福祉部	16	社会福祉課	地域福祉班	(6) 敬老の日事業及び金婚式に関する事。		
健康福祉部	16	社会福祉課	地域福祉班	(7) 高齢者団体に関する事。	B	
健康福祉部	16	社会福祉課	地域福祉班	(8) ボランティア団体の育成に関する事。		
健康福祉部	16	社会福祉課	障がい者支援班	(1) 身体障がい者福祉に関する事。	A	
健康福祉部	16	社会福祉課	障がい者支援班	(2) 知的障がい者福祉に関する事。	A	
健康福祉部	16	社会福祉課	障がい者支援班	(3) 精神障がい者福祉に関する事。	A	
健康福祉部	16	社会福祉課	障がい者支援班	(4) 障がい者計画及び障がい福祉計画、障がい児福祉計画に関する事。		
健康福祉部	16	社会福祉課	障がい者支援班	(5) 障がい者住宅整備資金貸付金に関する事。		
健康福祉部	16	社会福祉課	障がい者支援班	(6) 障がい者団体の育成に関する事。		
健康福祉部	16	社会福祉課	障がい者支援班	(7) 障がい者自立支援給付に関する事。	A	
健康福祉部	16	社会福祉課	障がい者支援班	(8) 障がい者地域生活支援事業の実施に関する事。	A	
健康福祉部	16	社会福祉課	子ども・若者総合相談支援センター	(1) 子ども・若者の就学及び就業等社会復帰の支援に関する事。		※機関等
健康福祉部	17	地域包括支援センター	高齢者支援班	(1) 高齢者福祉施策の企画及び調整に関する事。		
健康福祉部	17	地域包括支援センター	高齢者支援班	(2) 介護保険に関する事。	B	
健康福祉部	17	地域包括支援センター	高齢者支援班	(3) 高齢者住宅整備資金に関する事。		
健康福祉部	17	地域包括支援センター	高齢者支援班	(4) 高齢者生活支援サービスの実施に関する事。		

非常時優先業務等一覧 (H28版)

部/局	課NO	課/室	班/機関	業務内容 (規則等による事務分掌)	継続区分	摘要
健康福祉部	17	地域包括支援センター	高齢者支援班	(5) 老人居宅生活支援事業の届出受理に関する事。		
健康福祉部	17	地域包括支援センター	高齢者支援班	(6) 高齢者生活相談所に関する事。		
健康福祉部	17	地域包括支援センター	高齢者支援班	(7) はり、灸、マッサージ施術費助成事業に関する事。		
健康福祉部	17	地域包括支援センター	高齢者支援班	(8) 温泉ふれあい入浴サービス事業に関する事。		
健康福祉部	17	地域包括支援センター	高齢者支援班	(9) その他高齢者福祉の推進に関する事。		
健康福祉部	17	地域包括支援センター	高齢者支援班	(10) センター内他班に属しないこと。		
健康福祉部	17	地域包括支援センター	地域包括支援班	(1) 地域支援事業の実施に関する事。	B	
健康福祉部	17	地域包括支援センター	地域包括支援班	(2) 高齢者虐待防止に関する事。		
健康福祉部	17	地域包括支援センター	地域包括支援班	(3) 地域包括支援センターに所属する機関の管理及び運営に関する事。		
健康福祉部	17	地域包括支援センター	地域包括支援班	(4) 居宅介護支援事業に関する事。		
健康福祉部	17	地域包括支援センター	地域包括支援班	(5) 介護予防支援事業に関する事。		
健康福祉部	17	地域包括支援センター	地域包括支援班	(6) 成年後見制度利用支援に関する事。		
健康福祉部	17	地域包括支援センター	地域包括支援班	(7) 認知症施策に関する事。		
健康福祉部	17	地域包括支援センター	地域包括支援班	(8) 医療介護連携に関する事。		
健康福祉部	17	地域包括支援センター	ねんりんピック推進班	(1) ねんりんピック開催に関する事。		
健康福祉部	17	地域包括支援センター	地域包括支援センター(中央、西部、東部)	(1) 地域支援事業の実施に関する事。	B	※機関等
健康福祉部	17	地域包括支援センター	地域包括支援センター(中央、西部、東部)	(2) 高齢者生活支援サービス事業の実施に関する事。		※機関等
健康福祉部	17	地域包括支援センター	地域包括支援センター(中央、西部、東部)	(3) 介護予防支援事業に関する事。		※機関等
健康福祉部	17	地域包括支援センター	地域包括支援センター(中央、西部、東部)	(4) 本庁との連絡調整に関する事。		※機関等
健康福祉部	17	地域包括支援センター	地域包括支援センター(中央、西部、東部)	(5) その他高齢者福祉の推進に関する事。		※機関等
健康福祉部	18	生活支援課	保護班	(1) 生活保護及び中国残留邦人等の支援給付に関する事。(福祉事務所所管を除く。)	A	
健康福祉部	18	生活支援課	保護班	(2) 行旅病人及び行旅死亡人取扱いに関する事。	A	
健康福祉部	18	生活支援課	保護班	(3) 法外援護に関する事。	A	
健康福祉部	18	生活支援課	保護班	(4) 課内他班に属しないこと。	A	
健康福祉部	18	生活支援課	生活自立支援班	(1) 生活困窮者の自立支援に関する事。	A	
健康福祉部	18	生活支援課	生活自立支援班	(2) 課内庶務に関する事。	A	
健康福祉部	19	子ども支援課	子育て支援班	(1) 児童館及び児童遊園、子どもの遊び場の管理運営に関する事。		
健康福祉部	19	子ども支援課	子育て支援班	(2) 児童手当に関する事。		
健康福祉部	19	子ども支援課	子育て支援班	(3) 子育て支援事業の実施に関する事。		
健康福祉部	19	子ども支援課	子育て支援班	(4) 放課後児童クラブに関する事。		
健康福祉部	19	子ども支援課	子育て支援班	(5) 課内他班に属しないこと。		
健康福祉部	19	子ども支援課	家庭支援班	(1) 児童扶養手当に関する事。		
健康福祉部	19	子ども支援課	家庭支援班	(2) 要保護児童対策地域協議会に関する事。		
健康福祉部	19	子ども支援課	家庭支援班	(3) ひとり親家庭等支援に関する事。		
健康福祉部	19	子ども支援課	家庭支援班	(4) 児童、家庭相談に関する事。		
健康福祉部	19	子ども支援課	幼保推進班	(1) 保育所における保育の実施に関する事。		
健康福祉部	19	子ども支援課	幼保推進班	(2) 幼児の入園、転園及び退園に関する事。		
健康福祉部	19	子ども支援課	幼保推進班	(3) 社会福祉法人等の支援に関する事。		
健康福祉部	19	子ども支援課	幼保推進班	(4) 認定こども園に関する事。		
健康福祉部	19	子ども支援課	幼保推進班	(5) 保育所等の保育料に関する事。		
健康福祉部	20	健康増進センター	企画班	(1) 保健施策の調整に関する事。	A	
健康福祉部	20	健康増進センター	企画班	(2) 保健、医療及び福祉の連携に関する事。	A	
健康福祉部	20	健康増進センター	企画班	(3) 地域医療施策の推進に関する事。		

非常時優先業務等一覧 (H28版)

部/局	課NO	課/室	班/機関	業務内容 (規則等による事務分掌)	継続区分	摘要
健康福祉部	20	健康増進センター	企画班	(4) 感染症に関すること。	A	
健康福祉部	20	健康増進センター	企画班	(5) 保健センターに関すること。		
健康福祉部	20	健康増進センター	企画班	(6) 食育に関すること。		
健康福祉部	20	健康増進センター	企画班	(7) 課内他班に属しないこと。		
健康福祉部	20	健康増進センター	推進班	(1) 母子保健に関すること。	A	
健康福祉部	20	健康増進センター	推進班	(2) 成人保健に関すること。	B	
健康福祉部	20	健康増進センター	推進班	(3) 精神保健に関すること。	B	
健康福祉部	20	健康増進センター	推進班	(4) 栄養及び食生活改善に関すること。		
健康福祉部	20	健康増進センター	推進班	(5) 歯科保健に関すること。		
健康福祉部	20	健康増進センター	推進班	(6) 予防接種に関すること。	A	
健康福祉部	20	健康増進センター	推進班	(7) 特定健康診査及び特定保健指導に関すること。		
健康福祉部	20	健康増進センター	推進班	(8) 後期高齢者健康診査に関すること。		
健康福祉部	20	健康増進センター	推進班	(9) 献血推進事業に関すること。		
健康福祉部	20	健康増進センター	推進班	(10) その他保健事業に関すること。		
健康福祉部	20	健康増進センター	分室 (中央、西部、東部)	(1) 母子保健に関すること。	A	※機関等
健康福祉部	20	健康増進センター	分室 (中央、西部、東部)	(2) 成人保健に関すること。	B	※機関等
健康福祉部	20	健康増進センター	分室 (中央、西部、東部)	(3) 精神保健に関すること。	B	※機関等
健康福祉部	20	健康増進センター	分室 (中央、西部、東部)	(4) 栄養及び食生活改善に関すること。		※機関等
健康福祉部	20	健康増進センター	分室 (中央、西部、東部)	(5) 歯科保健に関すること。		※機関等
健康福祉部	20	健康増進センター	分室 (中央、西部、東部)	(6) 予防接種に関すること。	A	※機関等
健康福祉部	20	健康増進センター	分室 (中央、西部、東部)	(7) 特定健康診査及び特定保健指導に関すること。		※機関等
健康福祉部	20	健康増進センター	分室 (中央、西部、東部)	(8) 後期高齢者健康診査に関すること。		※機関等
健康福祉部	20	健康増進センター	分室 (中央、西部、東部)	(9) 献血に関すること。		※機関等
健康福祉部	20	健康増進センター	分室 (中央、西部、東部)	(10) 感染症に関すること。	A	※機関等
健康福祉部	20	健康増進センター	分室 (中央、西部、東部)	(11) 保健センターの管理運営に関すること。		※機関等
健康福祉部	20	健康増進センター	分室 (中央、西部、東部)	(12) その他保健事業に関すること。		※機関等
農林部	21	農業振興課	農業政策班	(1) 米の生産調整に関すること。	B	
農林部	21	農業振興課	農業政策班	(2) 経営所得安定対策に関すること。	B	
農林部	21	農業振興課	農業政策班	(3) 農業再生協議会に関すること。		
農林部	21	農業振興課	農業政策班	(4) 農業制度資金等に関すること。	B	
農林部	21	農業振興課	農業政策班	(5) 病害虫防除 (森林に関するものは除く。)に関すること。	B	
農林部	21	農業振興課	農業政策班	(6) 転作確認に関すること。		
農林部	21	農業振興課	農業政策班	(7) 防除協議会に関すること。		
農林部	21	農業振興課	農業政策班	(8) 農林業後継者修学資金に関すること。		
農林部	21	農業振興課	農業政策班	(9) 農業振興地域整備計画に関すること。		
農林部	21	農業振興課	農業政策班	(10) 部内の連絡調整及び部長の庶務に関すること。		
農林部	21	農業振興課	農業政策班	(11) 課内他班に属しないこと。		
農林部	21	農業振興課	農業支援班	(1) 農産物の流通及び消費拡大に関すること。		
農林部	21	農業振興課	農業支援班	(2) 複合経営の支援に関すること。		
農林部	21	農業振興課	農業支援班	(3) 総合営農支援施設に関すること。		
農林部	21	農業振興課	農業支援班	(4) 秋の稔りフェアに関すること。		
農林部	21	農業振興課	農業支援班	(5) 園芸、果樹振興に関すること。		
農林部	21	農業振興課	農業支援班	(6) 農業女性団体、農産加工・直売所に関すること。		

非常時優先業務等一覧 (H28版)

部/局	課NO	課/室	班/機関	業務内容(規則等による事務分掌)	継続区分	摘要
農林部	21	農業振興課	農業支援班	(7) 畑作園芸振興事業に関する事。		
農林部	21	農業振興課	農業支援班	(8) 資源循環型農業、バイオマスタウン構想の推進に関する事。		
農林部	21	農業振興課	農業支援班	(9) 農業災害に関する事。	A	
農林部	21	農業振興課	農業支援班	(10) 畜産振興に関する事。	B	
農林部	21	農業振興課	農業支援班	(11) 農業用機械・施設の導入支援に関する事。		
農林部	21	農業振興課	農業支援班	(12) T P P 対策に関する事。		
農林部	21	農業振興課	農業支援班	(13) 大仙市農業関係団体連絡協議会に関する事。		
農林部	21	農業振興課	担い手支援室	(1) 担い手支援に関する事。		
農林部	21	農業振興課	担い手支援室	(2) 認定農業者、集落営農組織及び農業法人に関する事。		
農林部	21	農業振興課	担い手支援室	(3) 青年就農給付金及び機構集積協力金に関する事。		
農林部	21	農業振興課	担い手支援室	(4) 人・農地プランに関する事。		
農林部	21	農業振興課	担い手支援室	(5) 農業功労者表彰に関する事。		
農林部	21	農業振興課	担い手支援室	(6) 農業研修会に関する事。		
農林部	22	農林整備課	農村整備班	(1) 農業農村整備事業の計画に関する事。	A	
農林部	22	農林整備課	農村整備班	(2) ほ場整備事業の推進に関する事。	A	
農林部	22	農林整備課	農村整備班	(3) 土地改良施設の整備に関する事。	A	
農林部	22	農林整備課	農村整備班	(4) 多面的機能及び中山間地域等直接支払交付金に関する事。	A	
農林部	22	農林整備課	農村整備班	(5) 土地改良区及び共同施行に関する事。	B	
農林部	22	農林整備課	農村整備班	(6) 農地、農業用施設及び小規模災害復旧に関する事。	A	
農林部	22	農林整備課	農村整備班	(7) 耕作放棄地対策に関する事。	B	
農林部	22	農林整備課	農村整備班	(8) 土地改良外郭団体、協議会に関する事。	B	
農林部	22	農林整備課	農村整備班	(9) 快適居住環境整備事業に関する事。	A	
農林部	22	農林整備課	農村整備班	(10) 小規模集落元気な地域づくり事業に関する事。	A	
農林部	22	農林整備課	農村整備班	(11) 「未来につなぐ」農村地域サポート事業に関する事。	A	
農林部	22	農林整備課	農村整備班	(12) 国営及び県営事業の推進に関する事。	A	
農林部	22	農林整備課	農村整備班	(13) 課内他班に属しない事。		
農林部	22	農林整備課	林業水産班	(1) 森林整備及び木材産業の振興に関する事。	A	
農林部	22	農林整備課	林業水産班	(2) 林道及び林業施設災害に関する事。	A	
農林部	22	農林整備課	林業水産班	(3) 森林病虫害防除に関する事。	B	
農林部	22	農林整備課	林業水産班	(4) 水産業(市営鮭ふ化場)の振興に関する事。	A	
農林部	22	農林整備課	林業水産班	(5) 緑化推進に関する事。	B	
農林部	22	農林整備課	林業水産班	(6) 有害鳥獣駆除及び鳥獣保護に関する事。	A	
経済産業部	23	企業商工課	企業対策班	(1) 企業誘致に関する事。		
経済産業部	23	企業商工課	企業対策班	(2) 鉱工業の振興に関する事。		
経済産業部	23	企業商工課	企業対策班	(3) 工業関連団体に関する事。		
経済産業部	23	企業商工課	企業対策班	(4) 工場立地に係る特定工場の新設の届出に関する事。		
経済産業部	23	企業商工課	企業対策班	(5) 採石業者の登録に関する事。		
経済産業部	23	企業商工課	企業対策班	(6) 岩石の採取の許可に関する事。		
経済産業部	23	企業商工課	企業対策班	(7) その他工業施策に関する事。		
経済産業部	23	企業商工課	企業対策班	(8) 部内の連絡調整及び部長の庶務に関する事。		
経済産業部	23	企業商工課	企業対策班	(9) 課内他班に属しない事。		
経済産業部	23	企業商工課	商工対策班	(1) 商業の振興に関する事。		
経済産業部	23	企業商工課	商工対策班	(2) 計量器検定に関する事。		

非常時優先業務等一覧 (H28版)

部/局	課NO	課/室	班/機関	業務内容 (規則等による事務分掌)	継続区分	摘要
経済産業部	23	企業商工課	商工対策班	(3) 商工団体に関する事。		
経済産業部	23	企業商工課	商工対策班	(4) 商業関係施設に関する事。		
経済産業部	23	企業商工課	商工対策班	(5) 技能功労に関する事。		
経済産業部	23	企業商工課	商工対策班	(6) 大規模小売店舗の新設の届出に関する事。		
経済産業部	23	企業商工課	商工対策班	(7) 中小企業の振興に関する事。		
経済産業部	23	企業商工課	商工対策班	(8) その他商工業施策に関する事。		
経済産業部	23	企業商工課	雇用対策班	(1) 労働団体に関する事。		
経済産業部	23	企業商工課	雇用対策班	(2) 労働関係施設に関する事。		
経済産業部	23	企業商工課	雇用対策班	(3) 労働行政に関する事。		
経済産業部	23	企業商工課	雇用対策班	(4) 出稼ぎに関する事。		
経済産業部	23	企業商工課	雇用対策班	(5) その他労働施策に関する事。		
経済産業部	24	観光交流課	観光物産班	(1) 観光の振興に関する事。		
経済産業部	24	観光交流課	観光物産班	(2) 観光物産団体に関する事。		
経済産業部	24	観光交流課	観光物産班	(3) 観光行事の支援に関する事。		
経済産業部	24	観光交流課	観光物産班	(4) 全国花火競技大会に関する事。		
経済産業部	24	観光交流課	観光物産班	(5) 第3セクターに関する事。	A	
経済産業部	24	観光交流課	観光物産班	(6) 温泉施設の総合調整に関する事。	A	
経済産業部	24	観光交流課	観光物産班	(7) 物産の販売、販路拡大に関する事。		
経済産業部	24	観光交流課	観光物産班	(8) その他観光及び物産に関する事。		
経済産業部	24	観光交流課	観光物産班	(9) 課内他班に属しない事。		
経済産業部	24	観光交流課	交流班	(1) 国際交流に関する事。		
経済産業部	24	観光交流課	交流班	(2) 地域交流に関する事。		
経済産業部	24	観光交流課	交流班	(3) 友好交流都市に関する事。		
経済産業部	24	観光交流課	交流班	(4) 多文化共生に関する事。	A	
経済産業部	24	観光交流課	交流班	(5) 国際交流協会事務局支援に関する事。	B	
経済産業部	24	観光交流課	花火産業構想推進室	(1) 花火産業構想の推進に関する事。		
経済産業部	24	観光交流課	花火産業構想推進室	(2) 花火産業構想推進プロジェクト会議に関する事。		
経済産業部	24	観光交流課	花火産業構想推進室	(3) 花火産業構想アクションプランに関する事。		
建設部	25	道路河川課	総務班	(1) 各支所農林建設課との連絡調整に関する事。	A	
建設部	25	道路河川課	総務班	(2) 国土交通省及び秋田県施行建設事業の連絡調整に関する事。	A	
建設部	25	道路河川課	総務班	(3) 道路、河川及びダム関係の期成同盟会に関する事。	A	
建設部	25	道路河川課	総務班	(4) 公共事業の評価に関する事。	A	
建設部	25	道路河川課	総務班	(5) 道路、車両事故処理に関する事。	A	
建設部	25	道路河川課	総務班	(6) 部内の連絡調整及び部長の庶務に関する事。	A	
建設部	25	道路河川課	総務班	(7) 課内他班及び建設部他課に属しない事。	A	
建設部	25	道路河川課	計画班	(1) 道路、橋梁、河川等に関する調査、企画及び調整に関する事。	A	
建設部	25	道路河川課	計画班	(2) 市道の認定、廃止、変更等に関する事。	A	
建設部	25	道路河川課	計画班	(3) 橋梁寿命化修繕事業に関する事。	A	
建設部	25	道路河川課	計画班	(4) 土木施設災害復旧事業に関する事。	A	
建設部	25	道路河川課	工務班	(1) 道路、橋梁、河川等の新設改良事業に関する事。	A	
建設部	25	道路河川課	工務班	(2) 道路、橋梁、河川等の維持補修に関する事。	A	
建設部	25	道路河川課	工務班	(3) 交通安全施設等の整備及び維持補修に関する事。	A	
建設部	25	道路河川課	工務班	(4) 市道の除雪に関する事。	A	

非常時優先業務等一覧 (H28版)

部/局	課NO	課/室	班/機関	業務内容(規則等による事務分掌)	継続区分	摘要
建設部	25	道路河川課	工務班	(5) 道路パトロールに関する事。	A	
建設部	25	道路河川課	工務班	(6) その他土木事業の施行に関する事。	A	
建設部	25	道路河川課	用地班	(1) 事業に伴う用地に関する事。	A	
建設部	25	道路河川課	用地班	(2) 道路、河川等に係る用地の管理に関する事。	A	
建設部	25	道路河川課	用地班	(3) 法定外公共用財産工事施工、許可に関する事。	A	
建設部	25	道路河川課	用地班	(4) 砂利の採取計画に関する事。	A	
建設部	25	道路河川課	用地班	(5) 地すべり防止区域内及び急傾斜地崩壊危険区域内における行為の許可に関する事。	A	
建設部	25	道路河川課	用地班	(6) 砂防設備の占用等に関する事。	A	
建設部	25	道路河川課	用地班	(7) 国土調査に関する事。	A	
建設部	25	道路河川課	用地班	(8) 街区基準点の管理に関する事。	A	
建設部	25	道路河川課	用地班	(9) 境界確認に関する事。	A	
建設部	26	都市管理課	管理班	(1) 住居表示に関する事。		
建設部	26	都市管理課	管理班	(2) 土地対策に関する事。		
建設部	26	都市管理課	管理班	(3) 開発行為の許可に関する事。		
建設部	26	都市管理課	管理班	(4) 秋田県景観条例に関する事。		
建設部	26	都市管理課	管理班	(5) 駐車場及び駐輪場に関する事。		
建設部	26	都市管理課	管理班	(6) 課内他班に属しない事。		
建設部	26	都市管理課	都市計画班	(1) 都市計画事業に関する事。		
建設部	26	都市管理課	都市計画班	(2) 国土利用計画に関する事。		
建設部	26	都市管理課	建設技術班	(1) 公共工事に関する技術的な調整及び指導に関する事。		
建設部	26	都市管理課	建設技術班	(2) 公共工事の設計積算に関する事。		
建設部	26	都市管理課	建設技術班	(3) 公共工事に関する情報化(CALS/EC)に関する事。		
建設部	26	都市管理課	建設技術班	(4) 公共工事の費用(コスト)の縮減に関する事。		
建設部	26	都市管理課	建設技術班	(5) 総合評価落札方式に関する事。		
建設部	26	都市管理課	建設技術班	(6) 工事成績評定に関する事。		
建設部	26	都市管理課	公園班	(1) 都市公園及び緑地事業の計画及び執行に関する事。		
建設部	26	都市管理課	公園班	(2) 都市公園等の維持管理に関する事。		
建設部	26	都市管理課	公園班	(3) 公園の使用許可に関する事。		
建設部	26	都市管理課	公園班	(4) その他公園に関する事。		
建設部	26	都市管理課	土地区画整理班	(1) 事業に伴う用地買収、維持管理及び登記に関する事。		
建設部	26	都市管理課	土地区画整理班	(2) 換地計画に関する事。		
建設部	26	都市管理課	土地区画整理班	(3) 土地評価に関する事。		
建設部	27	建築住宅課	管理班	(1) 課内庶務に関する事。		
建設部	27	建築住宅課	管理班	(2) 建築住宅の企画政策に関する事。		
建設部	27	建築住宅課	管理班	(3) 建築関係申請等に関する事。		
建設部	27	建築住宅課	管理班	(4) 住生活基本計画(住生活ワークショップ)に関する事。		
建設部	27	建築住宅課	管理班	(5) 住宅リフォーム支援事業に関する事。		
建設部	27	建築住宅課	管理班	(6) 課内他班に属しない事。		
建設部	27	建築住宅課	営繕班	(1) 営繕に係る設計及び工事に関する事。		
建設部	27	建築住宅課	営繕班	(2) 市営住宅の建設に関する事。		
建設部	27	建築住宅課	営繕班	(3) その他営繕に関する事。		
建設部	27	建築住宅課	住宅班	(1) 市営住宅の入居及び退去に関する事。		
建設部	27	建築住宅課	住宅班	(2) 市営住宅の家賃等に関する事。		

非常時優先業務等一覧 (H28版)

部/局	課NO	課/室	班/機関	業務内容(規則等による事務分掌)	継続区分	摘要
建設部	27	建築住宅課	住宅班	(3) 市営住宅の整備事業に関する事。		
建設部	27	建築住宅課	住宅班	(4) 市営住宅の維持管理に関する事。		
建設部	27	建築住宅課	住宅班	(5) その他市営住宅に関する事。		
建設部	27	建築住宅課	建築指導班	(1) 建築確認の審査等に関する事。		
建設部	27	建築住宅課	建築指導班	(2) 道路位置指定に関する事。		
建設部	27	建築住宅課	建築指導班	(3) 長期優良住宅の認定に関する事。		
建設部	27	建築住宅課	建築指導班	(4) 建築物のバリアフリーに関する事。		
建設部	27	建築住宅課	建築指導班	(5) 建築物の省エネルギーに関する事。		
建設部	27	建築住宅課	建築指導班	(6) 建築物のリサイクルに関する事。		
上下水道部	28	水道課	簡易水道班	(1) 水道整備計画に関する事。		
上下水道部	28	水道課	簡易水道班	(2) 簡易水道に関する事。	A	
上下水道部	28	水道課	簡易水道班	(3) 小規模水道に関する事。	B	
上下水道部	28	水道課	簡易水道班	(4) 専用水道及び簡易専用水道に関する事。	B	
上下水道部	28	水道課	簡易水道班	(5) その他水道衛生に関する事。	A	
上下水道部	29	下水道課	総務班	(1) 予算及び決算に関する事。	B	
上下水道部	29	下水道課	総務班	(2) 消費税申告に関する事。		
上下水道部	29	下水道課	総務班	(3) 国、県補助金等に関する事。		
上下水道部	29	下水道課	総務班	(4) 排水設備及び水洗化の普及促進に関する事。		
上下水道部	29	下水道課	総務班	(5) 指定排水設備工事店の指定及び更新に関する事。	A	
上下水道部	29	下水道課	総務班	(6) 水洗便所改造資金貸付基金に関する事。		
上下水道部	29	下水道課	総務班	(7) 水洗便所等改造資金融資あっせんに関する事。	A	
上下水道部	29	下水道課	総務班	(8) 課内他班に属しない事。		
上下水道部	29	下水道課	整備班	(1) 事業の計画及び調査に関する事。	B	
上下水道部	29	下水道課	整備班	(2) 工事の計画、設計及び監督に関する事。	B	
上下水道部	29	下水道課	整備班	(3) 工事の説明会に関する事。		
上下水道部	29	下水道課	整備班	(4) 汚水樹設置工事の調査、設計及び監督に関する事。		
上下水道部	29	下水道課	整備班	(5) 除害施設の指導、監督及び許可に関する事。	B	
上下水道部	29	下水道課	整備班	(6) 市道、県道及び河川の占用手続きに関する事。		
上下水道部	29	下水道課	整備班	(7) 下水道台帳の作成及び管理に関する事。		
上下水道部	29	下水道課	整備班	(8) 都市下水路の事業計画及び調査に関する事。	A	
上下水道部	29	下水道課	整備班	(9) その他下水道事業及び工事に関する事。	B	
上下水道部	29	下水道課	整備班	(10) 下水道施設、農業集落排水施設及び都市下水路の維持管理に関する事。	A	
上下水道部	29	下水道課	業務班	(1) 使用料及び受益者負担金、分担金の賦課徴収に関する事。	A	
上下水道部	29	下水道課	業務班	(2) ホームポンプ等の検針に関する事。		
上下水道部	29	下水道課	業務班	(3) 合併処理浄化槽補助金の交付等に関する事。	A	
上下水道部	29	下水道課	業務班	(4) 排水設備工事確認申請の審査、検査及び許可に関する事。	B	
上下水道部	29	下水道課	業務班	(5) 水洗化の普及促進及び下水道の相談に関する事。		
市立大曲病院	30	管理課	庶務班	(1) 病院の事業計画に関する事。		
市立大曲病院	30	管理課	庶務班	(2) 公印の保管に関する事。	A	
市立大曲病院	30	管理課	庶務班	(3) 文書の收受、発送及び保管に関する事。	B	
市立大曲病院	30	管理課	庶務班	(4) 車両に関する事。	A	
市立大曲病院	30	管理課	庶務班	(5) 病院職員に関する事。	A	
市立大曲病院	30	管理課	庶務班	(6) 病院職員の旅費に関する事。	B	



非常時優先業務等一覧 (H28版)

部/局	課NO	課/室	班/機関	業務内容(規則等による事務分掌)	継続区分	摘要
市立大曲病院	30	管理課	庶務班	(7) 課内の庶務に関すること。		
市立大曲病院	30	管理課	庶務班	(8) 不用品の処分に関すること。		
市立大曲病院	30	管理課	庶務班	(9) 施設の管理、取得及び処分に関すること。	A	
市立大曲病院	30	管理課	庶務班	(10) 建物及び構内の清潔保持に関すること。	A	
市立大曲病院	30	管理課	庶務班	(11) 電気設備及び汽缶に関すること。	A	
市立大曲病院	30	管理課	庶務班	(12) 災害予防対策に関すること。		
市立大曲病院	30	管理課	庶務班	(13) 物品(他の所管に属するものを除く。)の調達、検収、出納及び保管に関すること。		
市立大曲病院	30	管理課	庶務班	(14) その他用度及び施設に関すること。		
市立大曲病院	30	管理課	庶務班	(15) その他他の所管に属さないこと。		
市立大曲病院	30	管理課	経理班	(1) 予算の編成及び統括に関すること。	B	
市立大曲病院	30	管理課	経理班	(2) 財政計画及び資金調達に関すること。	B	
市立大曲病院	30	管理課	経理班	(3) 現金及び有価証券の出納及び保管に関すること。	A	
市立大曲病院	30	管理課	経理班	(4) 収入及び支出命令の審査に関すること。	A	
市立大曲病院	30	管理課	経理班	(5) 支出負担行為の確認に関すること。	A	
市立大曲病院	30	管理課	経理班	(6) 決算調整に関すること。	B	
市立大曲病院	30	管理課	経理班	(7) 一時借入金に関すること。	A	
市立大曲病院	30	管理課	経理班	(8) 会計諸帳簿及び証拠書類の保管に関すること。		
市立大曲病院	30	管理課	経理班	(9) 出納取扱金融機関に関すること。	A	
市立大曲病院	30	管理課	医事班	(1) 診療に係る使用料、手数料等の徴収及びこれらに係る納入督促、分割納付、納期限の延長等に関すること。	A	
市立大曲病院	30	管理課	医事班	(2) 診療に係る契約、申請及び報告に関すること。	A	
市立大曲病院	30	管理課	医事班	(3) 診療に係る各種統計に関すること。		
市立大曲病院	30	管理課	医事班	(4) 患者の受付及び窓口業務に関すること。	A	
市立大曲病院	30	管理課	医事班	(5) 外来に係る医療費の請求及び調定に関すること。	A	
市立大曲病院	30	管理課	医事班	(6) 外来に係る診療録の整備及び保管に関すること。	A	
市立大曲病院	30	管理課	医事班	(7) 入院に係る医療費の請求及び調定に関すること。	A	
市立大曲病院	30	管理課	医事班	(8) その他医療事務に関すること。	B	
市立大曲病院	30	診療部門	診療科	(1) 患者の診療に関すること。	A	
市立大曲病院	30	診療部門	診療科	(2) 診療室及び病室の管理に関すること。	A	
市立大曲病院	30	診療部門	診療科	(3) 患者の入院及び退院に関すること。	A	
市立大曲病院	30	診療部門	診療科	(4) その他医療に関すること。	B	
市立大曲病院	30	診療部門	薬剤科	(1) 調剤及び製剤に関すること。	A	
市立大曲病院	30	診療部門	薬剤科	(2) 麻薬その他薬品の検収、保管及び出納に関すること。	A	
市立大曲病院	30	診療部門	薬剤科	(3) 調剤室の管理に関すること。	A	
市立大曲病院	30	診療部門	薬剤科	(4) その他薬剤の管理に関すること。	B	
市立大曲病院	30	診療部門	臨床検査科	(1) 細菌、生化学、病理その他医学的検査に関すること。	A	
市立大曲病院	30	診療部門	臨床検査科	(2) 検査室、脳波室の管理に関すること。	A	
市立大曲病院	30	診療部門	臨床検査科	(3) 検査材料の検収、保管及び出納に関すること。	A	
市立大曲病院	30	診療部門	臨床検査科	(4) その他検査に関すること。	B	
市立大曲病院	30	診療部門	栄養科	(1) 給食材料の調達、検収、保管及び出納に関すること。	A	
市立大曲病院	30	診療部門	栄養科	(2) 献立及び調理に関すること。	A	
市立大曲病院	30	診療部門	栄養科	(3) 食器の洗浄及び消毒に関すること。	A	
市立大曲病院	30	診療部門	栄養科	(4) 栄養指導及び嗜好調査に関すること。	A	
市立大曲病院	30	診療部門	栄養科	(5) 調理室等の管理に関すること。	A	



非常時優先業務等一覧 (H28版)

部/局	課NO	課/室	班/機関	業務内容(規則等による事務分掌)	継続区分	摘要
市立大曲病院	30	診療部門	栄養科	(6) その他給食に関すること。	B	
市立大曲病院	30	診療部門	社会療法科	(1) 患者の医療相談に関すること。	B	
市立大曲病院	30	診療部門	社会療法科	(2) 患者の社会復帰に関すること。	B	
市立大曲病院	30	診療部門	社会療法科	(3) 作業療法及び生活機能回復訓練に関すること。	B	
市立大曲病院	30	診療部門	社会療法科	(4) 患者及び家族の在宅指導に関すること。		
市立大曲病院	30	診療部門	社会療法科	(5) 医療、福祉関連機関及び諸施設並びに関係諸団体との連携に関すること。		
市立大曲病院	30	診療部門	社会療法科	(6) 精神障害者支援事業に関する文書、統計及び記録並びに整理保管に関すること。	B	
市立大曲病院	30	診療部門	社会療法科	(7) その他社会療法に関すること。	B	
市立大曲病院	30	看護部門	看護科	(1) 患者の看護及び診療介助並びに介護に関すること。	A	
市立大曲病院	30	看護部門	看護科	(2) 入院に係る診療録の整備及び保管に関すること。	A	
市立大曲病院	30	看護部門	看護科	(3) 患者食の配膳に関すること。	A	
市立大曲病院	30	看護部門	看護科	(4) 病棟管理(他の課又は科に属するものを除く。)に関すること。	A	
市立大曲病院	30	看護部門	看護科	(5) 診療材料の検収、保管及び出納に関すること。	A	
市立大曲病院	30	看護部門	看護科	(6) その他看護に関すること。	B	
会計管理者	31	会計課	出納班	(1) 現金(現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。)の出納及び保管に関すること。	A	
会計管理者	31	会計課	出納班	(2) 小切手の振出しに関すること。	A	
会計管理者	31	会計課	出納班	(3) 有価証券の出納及び保管に関すること。	A	
会計管理者	31	会計課	出納班	(4) 現金の記録管理に関すること。	A	
会計管理者	31	会計課	出納班	(5) 支出負担行為の事前審査及び支出命令の審査に関すること。	A	
会計管理者	31	会計課	出納班	(6) 決算の調製に関すること。	B	
会計管理者	31	会計課	出納班	(7) その他会計事務に関すること。		
議会	32	議会事務局	庶務班	(1) 公印の保管に関すること。	A	
議会	32	議会事務局	庶務班	(2) 議員の議員報酬、費用弁償及び諸給与に関すること。	A	
議会	32	議会事務局	庶務班	(3) 議員共済年金等に関すること。	A	
議会	32	議会事務局	庶務班	(4) 議員及び職員の出張に関すること。	A	
議会	32	議会事務局	庶務班	(5) 職員の人事及び諸給与に関すること。		
議会	32	議会事務局	庶務班	(6) 文書の処理、編さん及び整理、保存に関すること。		
議会	32	議会事務局	庶務班	(7) 議会の条例、規則等の制定、改廃に関すること。		
議会	32	議会事務局	庶務班	(8) 儀式、交際及び各種行事に関すること。	A	
議会	32	議会事務局	庶務班	(9) 議会費の経理に関すること。		
議会	32	議会事務局	庶務班	(10) 物品の出納及び保管に関すること。		
議会	32	議会事務局	庶務班	(11) 議会関係各室の管理に関すること。		
議会	32	議会事務局	庶務班	(12) 会派に関すること。		
議会	32	議会事務局	庶務班	(13) 政務活動費に関すること。		
議会	32	議会事務局	庶務班	(14) その他他の班に属しないこと。		
議会	32	議会事務局	議事班	(1) 本会議に関すること。	A	
議会	32	議会事務局	議事班	(2) 各常任委員会、特別委員会及び協議会並びに議会運営委員会に関すること。	A	
議会	32	議会事務局	議事班	(3) 議長会議その他会議に関すること。	A	
議会	32	議会事務局	議事班	(4) 会議の通知及び議員の出欠席に関すること。	A	
議会	32	議会事務局	議事班	(5) 議案及び付議事件の処理に関すること。	A	
議会	32	議会事務局	議事班	(6) 議事日程及び諸般の報告に関すること。	A	
議会	32	議会事務局	議事班	(7) 議会において行う選挙に関すること。	A	
議会	32	議会事務局	議事班	(8) 発言及び質問通告に関すること。	A	

非常時優先業務等一覧 (H28版)

部/局	課NO	課/室	班/機関	業務内容(規則等による事務分掌)	継続区分	摘要
議会	32	議会事務局	議事班	(9) 会議録の調製及び保存に関する事。	A	
議会	32	議会事務局	議事班	(10) 議決事項等の処理に関する事。	A	
議会	32	議会事務局	議事班	(11) 決議及び意見書等に関する事。	A	
議会	32	議会事務局	議事班	(12) 請願書及び陳情書に関する事。	A	
議会	32	議会事務局	議事班	(13) 議案の審査に関する事。	A	
議会	32	議会事務局	議事班	(14) 傍聴人に関する事。	A	
議会	32	議会事務局	議事班	(15) 録音機及び附属機材に関する事。	A	
議会	32	議会事務局	議事班	(16) その他議事に関する事。		
議会	32	議会事務局	議事班	(17) 議会についての調査及び統計に関する事。		
議会	32	議会事務局	議事班	(18) 各種資料の収集、整理及び保管に関する事。		
議会	32	議会事務局	議事班	(19) 議会報に関する事。		
議会	32	議会事務局	議事班	(20) 議会図書室に関する事。		
議会	32	議会事務局	議事班	(21) 関係法規の調査研究に関する事。		
議会	32	議会事務局	議事班	(22) その他調査に関する事。		
教育指導部	33	教育総務課	総務班	(1) 教育委員会の会議に関する事。	B	
教育指導部	33	教育総務課	総務班	(2) 教育委員会規則等の制定及び改廃に関する事。	B	
教育指導部	33	教育総務課	総務班	(3) 重要施策の企画及び総合調整に関する事。		
教育指導部	33	教育総務課	総務班	(4) 学校施設の設置及び廃止に関する事。		
教育指導部	33	教育総務課	総務班	(5) 教育委員会所管職員(県費負担教職員を除く。)の任免、給与、服務、研修その他人事に関する事。	A	
教育指導部	33	教育総務課	総務班	(6) 予算及び決算に関する事。	B	
教育指導部	33	教育総務課	総務班	(7) 公印の保管に関する事。	A	
教育指導部	33	教育総務課	総務班	(8) 文書の收受、発送及び保存に関する事。	B	
教育指導部	33	教育総務課	総務班	(9) 請願、陳情及び要望に関する事。		
教育指導部	33	教育総務課	総務班	(10) 奨学資金の貸与に関する事。	B	
教育指導部	33	教育総務課	総務班	(11) 市議会、市長及び関係機関との連絡調整に関する事。	B	
教育指導部	33	教育総務課	総務班	(12) 所掌事務に係る調査及び統計に関する事。		
教育指導部	33	教育総務課	総務班	(13) 教育目的のための基本財産及び積立金の管理に関する事。		
教育指導部	33	教育総務課	総務班	(14) 学校給食総合センターに関する事。		
教育指導部	33	教育総務課	総務班	(15) 学校規模適正化の推進に関する事。		
教育指導部	33	教育総務課	総務班	(16) 他課の所掌に属しない事項に関する事。		
教育指導部	33	教育総務課	施設班	(1) 教育財産の取得、処分及び廃止に関する事。		
教育指導部	33	教育総務課	施設班	(2) 学校施設の整備計画及び補助事務に関する事。	B	
教育指導部	33	教育総務課	施設班	(3) 学校施設の整備及び維持管理に関する事。	A	
教育指導部	33	教育総務課	施設班	(4) 学校施設台帳に関する事。		
教育指導部	33	教育総務課	施設班	(5) 教育施設の防災に関する事。	A	
教育指導部	33	教育総務課	施設班	(6) 学校林に関する事。		
教育指導部	33	教育総務課	施設班	(7) 教育施設の営繕に係る設計及び工事に関する事。		
教育指導部	33	教育総務課	学校給食総合センター	(1) 給食センターの運営及び管理に関する事。	A	
教育指導部	33	教育総務課	学校給食総合センター	(2) 大仙市学校給食運営委員会の組織に関する事。		
教育指導部	33	教育総務課	学校給食総合センター	(3) 学校給食に係る重要施策の企画及び総合調整に関する事。		
教育指導部	33	教育総務課	学校給食総合センター	(4) 予算及び決算に関する事。	A	
教育指導部	33	教育総務課	学校給食総合センター	(5) 所掌事務に係る調査及び統計に関する事。		
教育指導部	33	教育総務課	学校給食総合センター	(6) その他学校給食に関する事。	A	

非常時優先業務等一覧 (H28版)

部/局	課NO	課/室	班/機関	業務内容 (規則等による事務分掌)	継続区分	摘要
教育指導部	34	教育指導課		(1) 学校教育の指導及び助言に関する事。		
教育指導部	34	教育指導課		(2) 教育方針、教育課程、学習指導、生徒指導及びキャリア教育に関する事。		
教育指導部	34	教育指導課		(3) 県費負担教職員の任免その他人事に関する事。	A	
教育指導部	34	教育指導課		(4) 学校の環境衛生に関する事。	A	
教育指導部	34	教育指導課		(5) 教育研究所に関する事。	B	
教育指導部	34	教育指導課		(6) 所掌事務に係る調査及び統計に関する事。	B	
教育指導部	34	教育指導課		(7) 児童生徒の入学、転学及び退学に関する事。	A	
教育指導部	34	教育指導課		(8) 通学区域の設定及び変更の手続に関する事。		
教育指導部	34	教育指導課		(9) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事。	B	
教育指導部	34	教育指導課		(10) 県費負担教職員及び児童生徒の保健、厚生及び福利に関する事。	A	
教育指導部	34	教育指導課		(11) 学校用の教材、教具等の設備及び管理に関する事。		
教育指導部	34	教育指導課		(12) 学校の管理に関する事。	A	
教育指導部	34	教育指導課		(13) その他学校教育に関する事。		
生涯学習部	35	生涯学習課		(1) 生涯学習の推進に関する総合的な企画及び調整並びに事業の実施に関する事。		
生涯学習部	35	生涯学習課		(2) 社会教育委員の会議に関する事。		
生涯学習部	35	生涯学習課		(3) 社会教育関係団体の指導育成及び連絡調整に関する事。		
生涯学習部	35	生涯学習課		(4) 学級講座の企画運営に関する事。		
生涯学習部	35	生涯学習課		(5) 社会教育資料の刊行及び活用に関する事。		
生涯学習部	35	生涯学習課		(6) 情報交換及び調査研究に関する事。		
生涯学習部	35	生涯学習課		(7) 行政機関との連絡調整に関する事。	B	
生涯学習部	35	生涯学習課		(8) 芸術及び文化の振興に関する事。		
生涯学習部	35	生涯学習課		(9) 芸術文化団体の育成に関する事。		
生涯学習部	35	生涯学習課		(10) 生涯学習施設の総括に関する事。	B	
生涯学習部	35	生涯学習課		(11) 公民館運営審議会に関する事。		
生涯学習部	35	生涯学習課		(12) 公民館、その他所管に属する社会教育機関の管理及び整備に関する事。	B	
生涯学習部	35	生涯学習課		(13) 総合図書館及び総合市民会館に関する事。		
生涯学習部	35	生涯学習課		(14) その他社会教育に関する事。		
生涯学習部	35	生涯学習課		(15) 青少年育成市民会議及び関係諸団体に関する事。		
生涯学習部	35	生涯学習課		(16) 青少年問題協議会に関する事。		
生涯学習部	35	生涯学習課		(17) 少年相談センターに関する事。		
生涯学習部	35	生涯学習課	総合図書館	(1) 各図書館の管理及び運営等の調整に関する事。	A	
生涯学習部	35	生涯学習課	総合図書館	(2) 図書館協議会に関する事。		
生涯学習部	35	生涯学習課	総合図書館	(3) その他図書館の運営上一体性の必要な事務事業に関する事。		
生涯学習部	35	生涯学習課	総合市民会館	(1) 各市民会館に係る総合的な企画及び調整に関する事。	B	
生涯学習部	35	生涯学習課	総合市民会館	(2) 大仙市市民会館等運営連絡協議会に関する事。		
生涯学習部	35	生涯学習課	総合市民会館	(3) その他市民会館の運営上一体性の必要な事務事業に関する事。	B	
生涯学習部	35	生涯学習課	総合市民会館	(A)-1 貸館業務に関する事。	A	事務分担当の分掌事務
生涯学習部	35	生涯学習課	総合市民会館	(A)-2 自主事業に関する事。	A	事務分担当の分掌事務
生涯学習部	35	生涯学習課	総合市民会館	(A)-3 窓口業務に関する事。	A	事務分担当の分掌事務
生涯学習部	36	文化財保護課		(1) 文化財保護審議会に関する事。		
生涯学習部	36	文化財保護課		(2) 文化財の指定及び解除に関する事。		
生涯学習部	36	文化財保護課		(3) 埋蔵文化財の調査及び発掘に関する事。	B	
生涯学習部	36	文化財保護課		(4) 文化財関係施設の管理及び整備に関する事。		

非常時優先業務等一覧 (H28版)

部/局	課NO	課/室	班/機関	業務内容 (規則等による事務分掌)	継続区分	摘要
生涯学習部	36	文化財保護課		(5) 市史編さんに関すること。		
生涯学習部	36	文化財保護課		(6) その他文化財に関すること。		
生涯学習部	36	文化財保護課		(A)-1 特別天然記念物(カモシカ)の滅失処理	A	事務分担当表の分掌事務
生涯学習部	36	文化財保護課		(A)-2 史跡名勝等の災害時復旧業務	A	事務分担当表の分掌事務
生涯学習部	37	スポーツ振興課		(1) スポーツ振興施策の企画及び推進に関すること。		
生涯学習部	37	スポーツ振興課		(2) スポーツ推進委員に関すること。		
生涯学習部	37	スポーツ振興課		(3) 社会体育団体の指導育成に関すること。		
生涯学習部	37	スポーツ振興課		(4) スポーツ少年団の指導育成に関すること。	B	
生涯学習部	37	スポーツ振興課		(5) 各種スポーツ教室等の企画運営に関すること。		
生涯学習部	37	スポーツ振興課		(6) 社会体育施設の整備計画に関すること。		
生涯学習部	37	スポーツ振興課		(7) 社会体育施設及び設備の管理運営に関すること。	A	
生涯学習部	37	スポーツ振興課		(8) 所掌事務に係る調査及び統計に関すること。		
生涯学習部	37	スポーツ振興課		(9) 体育施設の使用許可に関すること。		
生涯学習部	37	スポーツ振興課		(10) 学校開放利用に関すること。		
生涯学習部	37	スポーツ振興課		(11) スポーツ公園の管理運営に関すること。		
生涯学習部	37	スポーツ振興課		(12) スポーツ関係施設の総括に関すること。		
生涯学習部	37	スポーツ振興課		(13) その他社会体育に関すること。		
選挙管理委員会	38	選挙管理委員会事務局	選挙班	(1) 公告式に関すること。		
選挙管理委員会	38	選挙管理委員会事務局	選挙班	(2) 公印の保管に関すること。		
選挙管理委員会	38	選挙管理委員会事務局	選挙班	(3) 会議に関すること。		
選挙管理委員会	38	選挙管理委員会事務局	選挙班	(4) 規程の制定及び改廃に関すること。		
選挙管理委員会	38	選挙管理委員会事務局	選挙班	(5) 選挙人名簿に関すること。	A	
選挙管理委員会	38	選挙管理委員会事務局	選挙班	(6) 選挙に関する常時啓発、周知等に関すること。		
選挙管理委員会	38	選挙管理委員会事務局	選挙班	(7) 検察審査員候補者予定者の選定に関すること。		
選挙管理委員会	38	選挙管理委員会事務局	選挙班	(8) 裁判員候補者予定者の選定に関すること。		
選挙管理委員会	38	選挙管理委員会事務局	選挙班	(9) 直接請求に関すること。		
選挙管理委員会	38	選挙管理委員会事務局	選挙班	(10) 人事及び給与に関すること。		
選挙管理委員会	38	選挙管理委員会事務局	選挙班	(11) 予算の経理並びに物品の購入及び保管に関すること。		
選挙管理委員会	38	選挙管理委員会事務局	選挙班	(12) 文書の收受、発送及び保管に関すること。		
選挙管理委員会	38	選挙管理委員会事務局	選挙班	(13) その他選挙に関すること。		
選挙管理委員会	38	選挙管理委員会事務局	選挙班	(14) 選挙執行に関すること。	A	
監査委員	39	監査委員事務局		(1) 例月現金出納検査(一般・特別)に関すること。	A	事務分担当表の分掌事務
監査委員	39	監査委員事務局		(2) 例月現金出納検査(公営企業)に関すること。	A	事務分担当表の分掌事務
監査委員	39	監査委員事務局		(3) 決算審査(一般・特別)に関すること。	A	事務分担当表の分掌事務
監査委員	39	監査委員事務局		(4) 決算審査(公営企業)に関すること。	A	事務分担当表の分掌事務
監査委員	39	監査委員事務局		(5) 定期監査(前期)に関すること。	A	事務分担当表の分掌事務
監査委員	39	監査委員事務局		(6) 定期監査(後期)に関すること。	B	事務分担当表の分掌事務
監査委員	39	監査委員事務局		(7) 財政援助団体等監査に関すること。	B	事務分担当表の分掌事務
監査委員	39	監査委員事務局		(8) 住民監査請求に関すること。	A	事務分担当表の分掌事務
監査委員	39	監査委員事務局		(9) 花館財産区の監査・検査・審査に関すること。	B	事務分担当表の分掌事務
監査委員	39	監査委員事務局		(10) フォローアップに関すること。	B	事務分担当表の分掌事務
監査委員	39	監査委員事務局		(11) 監査事務の調査に関すること。	B	事務分担当表の分掌事務
監査委員	39	監査委員事務局		(12) その他の監査に関すること。	B	事務分担当表の分掌事務

非常時優先業務等一覧 (H28版)

部/局	課NO	課/室	班/機関	業務内容(規則等による事務分掌)	継続区分	摘要
監査委員	39	監査委員事務局		(13) 事務局内の庶務、予算等に関すること。	B	事務分掌表の分掌事務
農業委員会	40	農業委員会事務局	総務・振興班	(1) 公告式に関すること。		
農業委員会	40	農業委員会事務局	総務・振興班	(2) 公印に関すること。	A	
農業委員会	40	農業委員会事務局	総務・振興班	(3) 委員・推進委員の身分及び資格喪失に関すること。	A	
農業委員会	40	農業委員会事務局	総務・振興班	(4) 職員の人事、勤務及び給与に関すること。		
農業委員会	40	農業委員会事務局	総務・振興班	(5) 報酬及び費用弁償に関すること。		
農業委員会	40	農業委員会事務局	総務・振興班	(6) 会議及び研修に関すること。	A	
農業委員会	40	農業委員会事務局	総務・振興班	(7) 規則及び規程の制定及び改廃に関すること。		
農業委員会	40	農業委員会事務局	総務・振興班	(8) 文書の收受、発送及び保管に関すること。		
農業委員会	40	農業委員会事務局	総務・振興班	(9) 物品の出納及び保管に関すること。		
農業委員会	40	農業委員会事務局	総務・振興班	(10) 予算に関すること。		
農業委員会	40	農業委員会事務局	総務・振興班	(11) 補助金等に関すること。	A	
農業委員会	40	農業委員会事務局	総務・振興班	(12) 出張及び旅費に関すること。		
農業委員会	40	農業委員会事務局	総務・振興班	(13) 農業委員会業務計画及び報告に関すること。		
農業委員会	40	農業委員会事務局	総務・振興班	(14) 農業及び農村に係る振興計画の策定並びに推進に関すること。		
農業委員会	40	農業委員会事務局	総務・振興班	(15) 農業技術改良、農作物の病害虫の防除その他農業生産の増進、農業経営の合理化に関すること。		
農業委員会	40	農業委員会事務局	総務・振興班	(16) 農業生産及び農業経営に係る調査及び研究に関すること。		
農業委員会	40	農業委員会事務局	総務・振興班	(17) 農業者年金に関すること。	A	
農業委員会	40	農業委員会事務局	総務・振興班	(18) 委員及び推進委員の推薦・募集に関すること。		
農業委員会	40	農業委員会事務局	総務・振興班	(19) 農地利用の最適化に関する施策の改善意見の提出に関すること。		
農業委員会	40	農業委員会事務局	総務・振興班	(20) 農作業標準賃金の策定に関すること。		
農業委員会	40	農業委員会事務局	総務・振興班	(21) 情報提供に関すること(農業委員会だよりの編集及び全国農業新聞等の普及を含む。)		
農業委員会	40	農業委員会事務局	総務・振興班	(22) 業務マニュアルの整備に関すること。		
農業委員会	40	農業委員会事務局	総務・振興班	(23) 県南地区農業委員会会長会に関すること。		
農業委員会	40	農業委員会事務局	総務・振興班	(24) その他庶務に関すること、及び農地班の分掌に属さないこと。		
農業委員会	40	農業委員会事務局	農地班	(1) 農地等の移動及び転用に関すること。	A	
農業委員会	40	農業委員会事務局	農地班	(2) 農地の賃借料情報の提供に関すること。		
農業委員会	40	農業委員会事務局	農地班	(3) 賃貸借契約に関すること。		
農業委員会	40	農業委員会事務局	農地班	(4) 国有農地に関すること。		
農業委員会	40	農業委員会事務局	農地班	(5) 未墾地の買収又は売渡に関すること。		
農業委員会	40	農業委員会事務局	農地班	(6) 農地利用状況調査(農地パトロール)に関すること。		
農業委員会	40	農業委員会事務局	農地班	(7) 農地等交換分合に関すること。	A	
農業委員会	40	農業委員会事務局	農地班	(8) 農地等の利用関係のあっせん及び争議の防止に関すること。	A	
農業委員会	40	農業委員会事務局	農地班	(9) 社団法人秋田県農業公社委託業務に関すること。		
農業委員会	40	農業委員会事務局	農地班	(10) 農用地利用集積計画の作成に関すること(農地中間管理事業を含む。)		
農業委員会	40	農業委員会事務局	農地班	(11) 登記に関すること。		
農業委員会	40	農業委員会事務局	農地班	(12) 農林統計に関すること。		
農業委員会	40	農業委員会事務局	農地班	(13) 農地の税に関すること(農地の贈与税・相続税の納税猶予制度など)。		
農業委員会	40	農業委員会事務局	農地班	(14) 農地改良に関すること。		
農業委員会	40	農業委員会事務局	農地班	(15) 農業生産法人に関すること。		
農業委員会	40	農業委員会事務局	農地班	(16) 諸証明に関すること。	A	
農業委員会	40	農業委員会事務局	農地班	(17) 農業団体との相互調整に関すること。		
農業委員会	40	農業委員会事務局	農地班	(18) 農業に関する諮問に対する答申に関すること。		

非常時優先業務等一覧 (H28版)

部/局	課NO	課/室	班/機関	業務内容 (規則等による事務分掌)	継続区分	摘要
農業委員会	40	農業委員会事務局	農地班	(19) 農地利用最適化推進指針の策定に関する事。		
農業委員会	40	農業委員会事務局	農地班	(20) 農地台帳システムに関する事。		
農業委員会	40	農業委員会事務局	農地班	(21) その他農地に関する事。		
水道局	41	上水道課	企画管理班	(1) 課内庶務に関する事。		
水道局	41	上水道課	企画管理班	(2) 予算及び決算に関する事。	A	
水道局	41	上水道課	企画管理班	(3) 工事請負契約に関する事。	A	
水道局	41	上水道課	企画管理班	(4) 資材の発注及び出納並びに保管に関する事。	A	
水道局	41	上水道課	企画管理班	(5) 指定給水装置工事事業者に関する事。	A	
水道局	41	上水道課	企画管理班	(6) 車両の運行管理に関する事。	B	
水道局	41	上水道課	企画管理班	(7) 水道整備計画に関する事。		
水道局	41	上水道課	企画管理班	(8) 課内他班に属さない事。		
水道局	41	上水道課	料金班	(1) 給水普及に関する事。		
水道局	41	上水道課	料金班	(2) 水道料金、給水装置工事に関する手数料その他諸収入金の調定及び徴収に関する事。	A	
水道局	41	上水道課	料金班	(3) 検針、開栓及び閉栓に関する事。	A	
水道局	41	上水道課	料金班	(4) 停水処分にに関する事。	A	
水道局	41	上水道課	料金班	(5) その他水道料金に関する事。	B	
水道局	41	上水道課	浄水班	(1) 水源、取水、導水及び浄水施設の維持管理に関する事。	A	
水道局	41	上水道課	浄水班	(2) 電機設備の保安に関する事。	A	
水道局	41	上水道課	浄水班	(3) 次亜塩素酸ナトリウム注入及び薬品処理並びに保安に関する事。	A	
水道局	41	上水道課	浄水班	(4) 水質の検査及び調査に関する事。	A	
水道局	41	上水道課	浄水班	(5) その他取水及び浄水に関する事。	B	
水道局	41	上水道課	工務班	(1) 配水施設の維持管理に関する事。	A	
水道局	41	上水道課	工務班	(2) 給水装置工事の受付及び設計審査並びに工事検査に関する事。	A	
水道局	41	上水道課	工務班	(3) 道路等の占用に関する事。	A	
水道局	41	上水道課	工務班	(4) 加入促進に関する事。		
水道局	41	上水道課	工務班	(5) 水道施設の新設、改良の設計及び監督に関する事。	A	
水道局	41	上水道課	工務班	(6) 指定給水装置工事事業者の指導監督に関する事。	A	
水道局	41	上水道課	工務班	(7) その他給配水に関する事。	B	
水道局	41	上水道課	企業会計移行準備班	(1) 地方公営企業法の適用に関する事。	B	
水道局	41	上水道課	企業会計移行準備班	(2) 水道及び下水道事業の企業会計移行に関する事。	B	
水道局	41	上水道課	企業会計移行準備班	(3) 固定資産台帳整備に関する事。	B	

※機関等：行政組織規則第2条第2項で規定する機関及び施設